

## 平成27年第4回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月17日(木)	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町政に対する一般質問	10
1番 小杉修一 議員	10
3番 常山知子 議員	13
10番 林 豊 議員	24
7番 新井康夫 議員	35
12番 内海勝男 議員	41
○日程の追加	49
○町長提出議案の報告及び一括上程	49
○議案第35号の説明、質疑、討論、採決	50
・議案第35号 皆野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	
○議案第36号の説明、質疑、討論、採決	54
・議案第36号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定について	
○議案第37号の説明、質疑、討論、採決	57
・議案第37号 皆野町水と緑のふれあい館設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について	
○議案第38号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第38号 皆野・長瀬上下水道組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	
○議案第39号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第39号 皆野・長瀬上下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について	
○議案第40号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第40号 平成27年度皆野町一般会計補正予算(第3号)	
○会議時間の延長	78

○議案第41号の説明、質疑、討論、採決	78
・議案第41号 平成27年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○請願の審査報告	79
○平成27年請願第1号の報告、質疑、採決	80
・平成27年請願第1号 『「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の慎重審議を求める意見書』の提出を求める請願	
○請願の審査	81
○請願第2号の上程、委員会付託	81
・請願第2号 平和安全保障関連法の廃止を求める請願	
○陳情の審査	81
○陳情第4号の上程、報告	81
・陳情第4号 公立図書館における青少年の健全たる育成等を阻害する図書の新規採集を求め る陳情	
○陳情第5号の上程、報告	81
・陳情第5号 消費税率引き上げ中止の意見書提出を求める陳情	
○議員提出議案の報告及び上程	82
○発議第1号の説明、質疑、討論、採決	82
・発議第1号 皆野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
○総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員長報告、質疑	84
○議会運営委員会委員長報告、質疑	84
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	86
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	86
○議決事件の字句及び数字等の整理	87
○閉会について	87
○閉会	87

○ 招 集 告 示

皆野町告示第84号

平成27年第4回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年12月11日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成27年12月17日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	小	杉	修	一	議員	2番	宮	前	司	議員	
3番	常	山	知	子	議員	4番	若	林	光	雄	議員
5番	大	澤	金	作	議員	6番	新	井	達	男	議員
7番	新	井	康	夫	議員	8番	大	野	喜	明	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	林			豊	議員
11番	四	方	田	実	議員	12番	内	海	勝	男	議員

不応招議員（なし）

## 平成27年第4回皆野町議会定例会 第1日

平成27年12月17日（木曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、町政に対する一般質問

1 番 小 杉 修 一 議員

3 番 常 山 知 子 議員

10 番 林 豊 議員

7 番 新 井 康 夫 議員

12 番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第35号 皆野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号 皆野町水と緑のふれあい館設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号 皆野・長瀬上下水道組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号 皆野・長瀬上下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号 平成27年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、請願の審査報告

1、平成27年請願第1号 『「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の慎重審議を求める意見書』の提出を求める請願の報告、質疑、採決

1、請願の審査

1、請願第2号 平和安全保障関連法の廃止を求める請願の上程、委員会付託

1、陳情の審査

1、陳情第4号 公立図書館における青少年の健全たる育成等を阻害する図書の新規採集を求める陳情の上

程、報告

1、陳情第 5号 消費税率引き上げ中止の意見書提出求める陳情の上程、報告

1、議員提出議案の報告及び上程

1、発議第 1号 皆野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採  
決

1、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員長報告、質疑

1、議会運営委員会委員長報告、質疑

1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時03分開会

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
計者 兼 管理 會計課長	玉谷泰典	教育長	豊田尚正
総務課長	川田稔久	町民生活 課長	浅見幸弘
兼 健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	豊田昭夫
産業観光 課長	村田晴保	建設課長	長島弘
教育次長	高橋修		

事務局職員出席者

事務局長	米沢満夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時03分)

- 議長（四方田 実議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。  
これより平成27年第4回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（四方田 実議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（四方田 実議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

梅の開花のニュースもありましたように、12月に入りましては雨模様の日が多く、比較的暖かな陽気が続いています。議員各位におかれましても、常日ごろから地域づくり、町づくりにご尽力をいただき、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

月日の過ぎるのは早いもので、ことしも余すところ2週間となりました。本日は、平成27年第4回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

議員各位を初め多くの皆様のご協力をいただき、秋の諸行事も滞りなく終わりました。ことしは、茨城県常総地域を初め各地で豪雨災害が発生しました。幸い、当町におきましてはこれといった大きな災害もなく、平穏に過ぎまして何よりであります。また、平成27年度の事務事業も予定どおり進捗しております。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり7件であります。よろしくご審議をお願い申し上げます。挨拶といたします。



◎議事日程の報告

- 議長（四方田 実議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（四方田 実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

8番 大野 喜明 議員

9番 大澤 径子 議員

を指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（四方田 実議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの5日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月21日までの5日間と決定いたしました。



### ◎諸般の報告

○議長（四方田 実議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告をいたします。

9月18日、秩父地方庁舎で開催の3議員連盟第2回役員会に、24日、埼玉県議会議事堂で開催された埼玉県議長会主催の議員政策研修会に出席しました。

月がかわりまして、10月2日、横瀬町で開催された秩父地域議長会第2回定例会に、3日、横瀬町民会館で開催された地域安全大会・秩父地区暴力排除推進大会に、11日、秩父市吉田で開催された龍勢観光祭に、14日、秩父地域道議連と水・森議連の埼玉県知事並びに県議会議長への要望活動に、15、16日、秩父地域議長会行政視察研修で福島県矢祭町の視察に参加しました。

月がかわりまして、11月3日、小鹿野町で開催された両神ふるさとまつりに出席、8日、秩父市大滝で開催された奥秩父大滝紅葉まつりに産業建設常任委員長に代理で出席をいただきました。

11日、東京都のNHKホールで開催された町村議会議長会全国大会に、21日、本庄市で開催された本庄市合併10周年記念式典に、24日、秩父地域道議連と水・森議連の国要望活動に出席しました。

月がかわりまして、12月3日、秩父市歴史文化伝承館で開催された秩父夜祭観光祭懇談会に、13日、小鹿野町で開催された鉄砲まつり観光懇談会に、14日、三峯神社で開催された木魂祭に出席をいたしました。

以上です。

次に、皆野・長瀬上下水道組合議会議員から組合議会の報告事項がありましたらお願いいたします。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉修一です。皆野・長瀬上下水道組合議会からご報告をいたします。

9月28日、27年第2回定例会が開催され、26年度一般会計、浄化槽市町村整備型事業特別会計、下水道事業会計及び水道事業会計決算の4議案が審議され、4議案とも原案認定されました。

続いて、27年度一般会計、浄化槽市町村整備型事業特別会計及び下水道事業会計の各補正予算が審議され、3議案とも原案可決されました。

11月25日、臨時議会が開催され、27年度浄化槽市町村整備型事業特別会計、水道事業会計の各補正予算が審議され、2議案とも原案可決されました。

それから、市町村整備型合併浄化槽については、今年度40基見込んでおりますが、現在26基の申し込みであります。累計101基になったとのことであります。生活排水をきれいにの目的のもと、今後とも推進にご協力をよろしくお願いいたします。

そして、平成28年4月1日からの水道事業広域化に向けては、準備を着実に進めていると聞いております。

以上であります。

○議長（四方田 実議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議会議員から組合会議の報告事項がありましたらお願いいたします。

8番、大野喜明議員。

〔8番 大野喜明議員登壇〕

○8番（大野喜明議員） 秩父広域市町村圏組合議会報告をいたします。

11月19日、定例議会並びに全員協議会が開かれました。

初めに、定例議会の報告をいたします。提出議案は5件でありました。

その1は、平成26年度一般会計歳入歳出決算認定であります。万の単位で報告いたします。歳入額44億451万円、歳出額41億1,603万円でありました。繰越明許費等を差し引くと、27年度への実質繰越額は2億6,271万円となりました。

大きな継続事業であった消防分署の統合に伴う分署4庁舎の建設、消防救急無線のデジタル化への移行、クリーンセンター発電機導入を含めた基幹的設備改良工事についても26年度で全て完了したことになります。その発電機は既に稼働しており、稼働実績を配付してありますので、見ていただきたいと思えます。よい事業であったことがうかがえるかと思えます。

次に、工事請負契約変更契約の締結についてであります。新火葬場建設工事に伴うもので、建設地から出土した可燃性家庭ごみ等がまじった土砂の掘削撤去、運搬等の追加工事の変更契約を締結するもので、2,448万3,600円の追加額となりました。

次に、秩父広域組合の議員ほか非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。国の法改正に伴う改正であります。

次に、平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算であります。主に繰入金決定によるものであります。

最後に、秩父広域市町村圏組合監査委員の選任についてであります。監査委員、木村健一氏の任期満了に伴い、新しく町田靖夫氏の選任同意を求めるものであります。

こういった、5議案全て、認定、可決、また同意されました。

続いて、議会全員協議会の報告をいたします。議題は2件であります。新火葬場建設工事の進捗状況について、もう一つは水道事業統合に係る準備事務の進捗状況についてであります。

新火葬場の完成時期は予定どおり、部分運用開始が平成28年10月、全面運用開始、いわゆる完成は平成29年2月の予定どおりということであります。工事進捗状況の写真がA3判で配付されておりますので、見ていただきたいと思っております。工事は、年内には2階部分のコンクリート工事に入ることです。

最後に、水道事業統合に係る準備事務の進捗状況についてですが、現在、秩父広域圏内にある4つの水道事業体が平成28年4月1日をもって統合し、その事務事業を秩父広域市町村圏組合が行うことは承知のとおりですが、その統合のための準備は予定どおり推進しているということになります。秩父広域市町村圏組合議会2月定例会に初めての秩父広域水道事業予算案が提出されるということになります。

以上で報告を終わります。

○議長（四方田 実議員） 監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 私から行政報告をいたします。

お手元に配付の皆野町人口ビジョン、皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略骨子案をごらんいただきたいと思っております。資料の5ページをお開きをお願いします。総合戦略の委員の名簿でございます。ここにお示しのとおり、議会、教育、産業、労働、金融、行政の各分野から選出の、新井清永委員長を初めとする16名の委員で構成されております。ちなみに、女性は2名、また30代、40代の方が4名という構成でございます。

その隣の4ページをごらんいただきたいと思っております。ただいま紹介いたしました16名の委員の皆さんにおきまして、総合戦略のスケジュールということで進めております。第1回の推進委員会を7月17日に行いました。そして、現在のところ、11月30日に第4回推進委員会を開催しました。第4回におきましては、人口ビジョンにおける基本方向についての承認、また総合戦略における基本目標についての承認をいただいたところでございます。

その内容でございますが、1ページをごらんいただきたいと思っております。1ページの2番の皆野町人口ビジョンの一番下段でございます。2060年の町の総人口を8,000人程度といたしました。これは、結婚への支援、理想の子供の数を可能にする取り組み、アンケート等による定住意識が高い、その実現への取り組み、また転出者の減少を図るなどの策を施して人口減少に歯どめがかかると、8,000人程度の人口が確保されるとしたものでございます。ちなみに、2060年の国の人口は1億人程度としております。現在約1億2,600万人でございますが、国では1億人程度と設定しております。また、埼玉県におきましては、現在720万人の人口でございますが、550万人、いろんな策を施して、歯どめをかけて550万人台ということでございます。

2ページをお開きください。2060年の人口8,000人台とするための、安心して定住ができる、皆野町に住むことに憧れる町を目指すための基本方向ということで、一番上段でございますが、基本方向の1とし

て、合計特殊出生率を高める（理想の子供数を実現しよう）と。基本方向の2として、移動率を縮小する、転出を減らそう。基本方向3でございませう、子育て世代の転入をふやす、移住地として選ばれるようにしようという内容でございませう。なお、具体的、詳細については、この下段に1、2、3ということで記してあります。

次に、基本目標でございませう。基本目標の一番下段でございませうが、基本目標の1、皆野暮らしを実現できる町（定住、移住の促進）。基本目標2、出会いを応援する町（結婚支援）。基本目標3、理想の子供数をかへる町（出産、子育て支援）。基本目標4、みんなが活躍する町（経済の活性化）。この4つを設定してあります。

以上の基本方向、また基本目標を第4回の推進委員会において承認したというものでございませう。なお、具体的な内容については3ページに記してありますので、後ほどご精読をお願いします。

以上が皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会における進捗状況でございませう。

以上のとおり報告します。

○議長（四方田 実議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって諸般の報告を終わります。



#### ◎町政に対する一般質問

○議長（四方田 実議員） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は、簡潔にお願いいたします。

それでは、1番、小杉修一議員の質問を許します。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉修一です。

少し話させていただきます。先月29日、皆野町文化会館で、苦難のテノール歌手、新垣勉さんの「イエスタデイ」の熱唱を聞きながらかすむ私の目に映ったのは、瘦身の白髪っぽい男の方が眼鏡をとり、ハンカチでぐっと目頭を押さえる姿でした。豊田新教育長、「イエスタデイ」、本当によかったですよね。どうか、あふれる愛情でこの町の子供たちのトゥモローをよろしくお願いいたします。きのうに、そして過去に痛恨の無念を持っておられるであろう新垣勉さんが見事に歌われました。そして、町民にことしも感動の場を与えてくれた執行部の皆様には、またいい計画をぜひお願いいたします。

さて、早いもので、任期中最後の一般質問になりました。毎回の私の質問、提案に大変前向きに検討、また数々実現をいただき、ありがとうございました。今後も質問できたらと思ひますが、そんな中、今回この質問書を提出しました後に、三沢小と皆野小の統合の話が突然に聞こえてきました。そして、地域の方々の声も聞こえてまいりました。

ここで言わせてもらいますと、そこにはまず地域の方たちのご理解をいただかなければという根本的なものが当然にあるのですから、町長、教育長におかれては、その点を十分ご理解いただけますよう、ぜひお願いしたいところでありませう。そして、町長、若い人たちを魅了できる町づくりで少子化に歯どめをか

けましょう。今般、三沢地区発で熱いものを感じられたことと確信いたします。

それでは、早速、今回も気合いを入れて質問をします。質問の1項め、皆野横丁の発展に向けてであります。若い人たちが頑張り、町が協賛し、11月1日に行われた第2回皆野横丁は大変盛り上がりしました。送迎のバスもあり、皆さん、喜ばれたと思われま。もはや、参加店をふやして、今後定期的な開催が望まれるところであります。このような声が聞こえるのであります。初年のことしは2月、11月の2回でしたが、①、この際、春、夏、晩秋で3回ぐらいやっていただきたい。

②、そのうち1回、夏を道の駅みなのでできたらいいと思います。親鼻駅前の町有地が来客駐車場にできるのではと考えます。いかがでしょうか。ぜひ検討をよろしく願いいたします。なお、道の駅みなので開催できる暁には、町外のお客様へのアピールを十分に考えて、旗を上げ、にぎやかさせていただきたいと思ひます。

次に、質問の2項め、町道皆野94号線の踏切拡幅整備についてであります。町道皆野94号線駒形区は、雇用促進住宅側の出入り口の改修が今年度中に行われ、いよいよ最終段階的な様相であります。もはや、今の狭いままの踏切のままではかえって危険であり、先日地元の高齢の方の軽トラックが脱輪し、あわや大惨事になりかねないような騒動が発生したとのことであります。いよいよ踏切拡幅を実現すべきと考えます。よろしくご所見、見通しをお聞かせください。

次に、質問の3項め、おいしい「み～な干しいも」についてであります。今春、2万2,000株を植えつけられた「み～な干しいも」の芋は無事収穫されたことと思われるところですが、①、実際の収穫状況について。

②、「み～な干しいも」の今年度の販売計画、状況について。

③、今後の見通しについて。

以上、期待を込めてお伺いいたします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 1番、小杉議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

1番、皆野横丁の発展に期待しについてにお答えいたします。ことしの2月に皆野駅横広場と路上を中心に初めて開催いたしましたまると見本市、11月にも皆野横丁として開催いたしました。2回とも、大変楽しく、にぎやかな催しとなりました。これは、広場と路上が会場となりましたので、味わいのある、お互いの顔が見える、温かい雰囲気催しとなりました。まると見本市については、事業費は約500万円で、にぎわい補助金400万円と町補助金100万円にて初めての催しであります。皆野横丁についても、国の緊急支援交付金200万円余りを町から交付して行いました。このような催しができましたのも、商工会の積極的な取り組みにより、料理、飲食店等の出店協力をいただいたことにより執行できたものであります。

このような催しを道の駅など親鼻方面で開催してはとの提案ですが、料理、飲食店等の出店が必須の要件でありますので、商工会とよく協議してみたいと思ひます。町なかのにぎわい創出の一つになり、地域コミュニティの向上にもつながりますので、次回の実施に向けて計画をしていく考えであります。

2番目の町道皆野94号線踏切拡幅工事についてお答えします。当路線改良は、継続事業として進めてまいりました。起点区間等、一部を除いて今年度整備ができる運びになりました。このような状況になりましたので、現在踏切拡幅改修に向けて秩父鉄道と協議を進めているところであります。協議が調いました

ら、工事施工に向けて取り組んでまいります。

3番目の「み～な干しいも」についてお答えいたします。この事業はシルバー人材センターにおいて展開しておりますので、聞き取り内容についてお答えします。1の実際の収穫状況について申し上げます。まず、植えつけ本数ですが、ことしは2万3,300本余りで、昨年は5,200本とのこと。収穫量は計量はしていないが、作柄はまずまずということによかったとのこと。

2番目のことしの販売計画ですが、既に生産し、販売を開始しています。販売所は、道の駅みなの、道の駅あしがくぼ、JA秩父農産物直売所、埼玉県農林公社農産物直売所、水と緑のふれあい館、長生荘のほか、ヤマブ商店、満願の湯、いこいの村美の山で販売を行います。ほぼ予想していたような販売状況であります。

今後の見通しですが、作付、生産、販売となりますが、この中で最もキーポイントになるのが質のいい干しいもづくりと販売であります。一般商店も含めた販路の拡大を図っていく考えのようです。今後も、皆野ブランドを意識しながら、強気の干しいもを生産し、販売に取り組んでいくとのことであります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） ありがとうございます。質問2項めの町道皆野94号線の踏切拡幅、実現できますね、いよいよ。最後の一般質問にまたいいご回答をいただいたので、よかったですと思います。

それで、後ろの、次の方がまた今回はいろいろ用意されているので、的確に早く行きたいところですが、少し質問させていただきませう。印象に残ったところもあるのですが、親鼻方面でということまで入れてもらって開催を検討いただけるということで、大変ありがたいことなわけですけれども、親鼻は遠慮深い人が多い部分があって、申しわけないかなということもあるわけですけれども、そのような提案をいただければ、我々も一生懸命、そのような方向で協力していきたいところなので、また一緒に検討させていただけたらと思います。

ただ、道の駅というのは、これができて大変、徐々ににぎわってきているのですけれども、そろそろまた道の駅を、もっとインパクトを与えてアピールしてもいいのではないかなという気がします。観光客が大分ふえているのですけれども、あそこで何かおもしろいイベントをやっていただければ、この間の皆野横丁は大変盛大だったので、あそこで夏、本当の生ビールが農協さんから提供されれば、またこれは大変おいしいし、あそこでは、多くの人がそのようなことで盛り上がったら一つのアピールでもあるし、いいのではないかなという声もあるし、実際そのように思ったところなので、どうでしょうか。これからその方向をまたぜひ検討いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 質問は。質問はそれでいいですね。

○1番（小杉修一議員） 質問というか、ご意見を。その辺でもう一回、ご意見を。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 商工会と十分連携をとりながら、そしてまた親鼻地域の方々の意欲にかかってくるかと思うのですが、実は道の駅につきましては、もう既に夏の期間、ビアガーデンとして夜間もオープンをして、去年あたりだったと思いますけれども、やっておりますので、道の駅というよりも、むしろ私が今思っているのは、町有地の付近あるいは親鼻駅のあの通り、あるいは議長の家の付近、裏通り、あの辺が開催地にできればどうかと、こんなふうな思いでおるのですけれども、皆野横丁の折の、開催したときに、親鼻方面の方々が出店はされなかったということがちょっと気になっておるのですけれども、議員おっし

やっていただくように、地域の方々に強力に呼びかけていただきまして、何度かの開催に一度ぐらいは親鼻方面で開催をすべきかなとも、こんなふうに思っておりますので、ご協力をいただければと思います。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 親鼻であれば、よろづやを起点とした、議長の家に向かうあの通り、そこで多分、狭いので、またそこから東西に延びる、皆野中学校の通学路になっているあの通り、ぜひ利用していただいて、あの辺でいいのではないかな、そしてぐるっと回って東屋のところまで埋め尽くすと、そのような感じですか。もう大体見えてきます。では、そのような方向でまたぜひご検討いただけて、協力させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

そこで、最後の「み～な干しいも」の件でありますけれども、それなりに収穫が見込めたようではありますが、去年と違って、今度は大変できたところで、売り込むということがまた大事になってくるのだと思っておりますけれども、去年質問して、町にあるお店にも売ってもらったらどうかという提案をさせていただきましたが、早速そのような方向が取り入れられて、今お聞きしますと、ヤマブに置かれると、いいのではないですか。親鼻はどうだったのでしょうか。わかりますか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 今町長が答弁したとおりでございますが、去年にプラス、先ほどのヤマブさん、満願の湯、いこいの村美の山ということで、それは確実にできる、やっておると。また、そういう店が、希望があるところについてはいろいろ営業にも回っているようですが、でき次第ふやしていくというような話をしていました。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） もう売り出しがぼちぼち始まっているわけで、今、私は聞きました。ヤマブさんとか満願の湯とか、満願の湯は、入ったお客さんがお土産的にこういうふうに眺める場所がありますから、そこで結構また、皆さん、目について買っていただけるのかと思っておりますけれども、ヤマブさんで売っているのは今聞きましたけれども、前回のとき、旗を提案させていただきましたけれども、やっぱり旗があったほうが、ヤマブさんで売っているのがいい感じなのではないのかなと思って、親鼻にもぜひ進めていただいて、よろづやさんあたりで旗を上げてにぎわせていただくと。もう一度あの旗を思い出すと、名物、み～な干しいも、うまい、この旗を再度提案させていただいて、それがぼんぼんと上がると、そういう提案をさせていただきたいところであります。ご意見、よろしくお願いたします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） シルバーと十分協議をさせていただいて、質問者の期待に応えられるように考えていきたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そのような方向で、ぜひ「み～な干しいも」が名物になっていきますように、今後とも応援しますので、よろしくお願いたします。

以上です。

---

○議長（四方田 実議員） 次に、3番、常山知子議員の質問を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、昨年4月、消費税が8%に引き上げられました。この増税で、国民の消費は冷え込み、日本経済が大きく落ち込みました。さらに、安倍政権は再来年の平成29年、消費税を10%へ引き上げようとしています。それに合わせて、酒類や外食を除いた食料品、また新聞への税率を8%に据え置くとしています。しかし、食料品への税率を8%に据え置いたとしても、10%の増税で1世帯当たり年間の負担は平均で4万1,000円から4万6,000円もふえることがわかりました。その一方で、法人税は31.1%から29.97%へ引き下げられようとしています。軽減税率と称しても、低所得者ほど負担が重い消費税の逆進性はむしろ拡大します。国民に負担増を押しつける消費税増税は中止すべきです。

また、政府は、人口急減社会によって自治体が消滅しかねないなどとして、国と地方の対策をまとめた地方創生を打ち出しました。地方活性化対策や人口減対策などの解決には、産業を形成し、働き盛りの世代が働ける職場を生み出すことだとして、地方自治体の取り組みを支援する指標を示しました。その中で、全ての自治体が策定を義務づけられている地方版総合戦略、先ほど副町長から概略が示されましたが、この総合戦略はこれから町の今後5年間を大きく左右するものです。ぜひ、真に地域と住民に必要なものを盛り込み、また地域が元気になるような、そして住民サービスが後退しない計画にしていきたいと思えます。以上で、質問に入ります。

1つ目は、皆野町に合った公共交通を進めるためにです。お出かけタクシーは、地域制限をなくして、全地域の70歳以上、運転免許証を持たない人が利用できるようになりました。しかし、タクシー代の半額と言えども安くはなく、利用をためらっている人も少なくありません。各地域の声を聞き、町に合った、もっと使いやすい公共交通を進めるべきだと考えます。

1つ、お出かけタクシーの年齢制限や負担金額の見直しを行う考えはありますか。

2つ目は、地域懇談会などを開き、町民はどんな公共交通を望んでいるのか聞く考えはありますか。

2つ目、三沢小学校統合についてです。三沢小学校統合について、11月23日、保護者説明会が行われました。保護者、先生方、三沢地域の人たちにとって、統合は突然の話でした。統合問題は、保護者の意見を尊重し、地域住民の声を聞き、急いで結論を出す必要はないと考えます。

1つ、保護者説明会において、保護者からどのような意見が出されましたか。

2つ目は、三沢小学校統合に向けて作成した計画案は白紙に戻し、保護者、地域住民の声を聞くことが大事です。その考えはありますか。

3つ目、地域に若い人が住んでもらう、地域を元気にする振興策を町はどのように考えていますか。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 3番、常山議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

2番、三沢小学校統合についての②、③の質問にお答えします。今議会の一般質問は、4人の議員さんから三沢小学校統合に関するほぼ同様の趣旨の質問をいただいております。まず、三沢小学校の統合に対する経緯、経過、結論等について申し上げます。

三沢小学校の今春の新入学児童は5名でした。全校で38名であります。このような児童減少から、三沢

小学校の統合問題が浮上した感があります。私も、各種会合等で三沢小学校の現状に対するご意見等をいただきました。その多くは、統合もやむなし、通学の足の確保ができれば早期に進めるべきとの意見でした。

また、6月議会及び9月議会には、2名の議員さんから、皆小への統合も検討すべきであるとする、三沢小学校の児童の減少により遠からず統合を、国神小学校を統合し、皆野小学校1校とする考え方もある、また皆小への統合に対する通学バスの考え方などの、三沢小学校を皆野小学校へ統合に向けての質問をいただきました。この質問に対する回答は、両議員の統合に対する意見に同調でき、全校38名で、2年生から5年生まで複式2学級という状況にあり、児童の学習意欲、向上心、競争心、社会性、創造性などの能力を養うには望ましい学習環境とは言えないと考えられるので、本来の小学校教育のあり方など子供の教育を中心に考え、保護者の意向等を十分配慮した中において皆野小学校への統合を計画的に進めていくべきとの考えを示しました。また、国神小、三沢小を統合し、皆野小のみの1校方式については、荒川を挟んで2校方式にすべきであるとししました。以上が議会に対する答弁の概要です。

三沢小学校に対する基本的な考え方は、平成12年4月18日の「日野沢小学校統合問題及び少子化による他の皆野町立小学校の将来展望について」の答申内容に基づくものであります。答申の中の三沢小学校に関する内容は、将来、現在より児童数が減少した場合は遅滞なく統合を図り、児童の教育を保障することが大切であるとしています。小学校の統合については、荒川を境界に東地区、西地区の2校とすることが適当であるとし、東地区は皆野小学校に三沢小学校を統合し、西地区は国神小学校へ日野沢、金沢小学校が統合すべきとする答申であります。三沢小学校統合に対する対応は、地域住民の声、議会における統合に対する議論等を踏まえて、関係団体の合意を得ながら進めるべきと判断をしました。何事にも期日や目途がありますので、統合予定日を平成29年4月1日とし、教育長に指示し、7月開催の総合教育会議において、平成29年4月1日を目途に三沢小学校は皆野小学校への統合に向けて進める考えを示しました。

このような経緯から、教育委員会において、小学校に最もかかわりの深いPTA役員、保護者会、PTA後援会、地域を代表する区長会の皆様の意見を拝聴するための意見交換会を設定しました。その検討資料として、統合の必要性、目的、メリット・デメリット、平成29年4月1日を統合予定日とした場合の具体的な考え方と日程スケジュール案を記した検討資料を作成し、意見交換会を開催しました。あらかじめ、11月4日にPTA役員と、その後、11月23日の保護者会、12月7日の区長会、PTA後援会の両意見交換会においての意見は、平成29年4月1日統合が唐突過ぎる、全く受け入れられない、学校の統合は無理やり強引に進めるべきものではありません。まだ統合の機は熟していないと判断をしたので、保護者会、区長会、PTA後援会の3団体の意見、要望を尊重し、平成29年4月1日統合とする計画案は取り下げといたします。

今後におきましては、三沢小学校の小規模校のよさを大切にしながら教育を進める中で、教育環境が統合にふさわしい状況になり、あわせて保護者会等の関係者の合意形成ができましたときに皆野小学校への統合を検討して進めてまいります。

③番の地域に若い人が住む地域振興策についてお答えします。各地域ごとに町営住宅を建ててはどうかとの提案ですが、地域活性化の一つの手法ではあるかと思えます。現在、皆野地区、金崎地区に108戸の町営住宅がありますが、相当の改修経費をかけてきれいにリフォームして募集をしていますが、12%は空き家となっています。利便性のよい地区でもこのような空き家率でありますので、スーパーや商店等のない地域においての町営住宅建設は入居者確保が難しい面で予想されます。

今、皆野町の人口減少に歯どめをかけるため、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会において皆野町の人口ビジョン、総合戦略を検討中です。この中で、将来に向けた町の活性化策として、具体的な仕事づくり、人の流れ、結婚、出産、子育て、町づくりを検討してまいります。高齢者による元気な地域づくりについては、シルバー人材センターにおいての働く場の提供や生きがい対策を積極的に支援してまいります。また、地域においては、各地区の長生クラブを核にした研修、学習活動、健康増進、伝統芸能、伝統技術の習得活動や健康活動、また意欲あるグループによる伝統食物や特産品の開発、販売などの活動を推進し、元気な地域づくりができればいいことでありますので、そのような意欲ある取り組み、活動に対しては町としても積極的に支援をしてまいります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

〔教育次長 高橋 修登壇〕

○教育次長（高橋 修） 3番、常山知子議員さんの一般質問通告書の2項目め、三沢小学校統合についての質問事項1番目、保護者説明会において保護者からどのような意見が出されましたかについてお答え申し上げます。

11月4日に三沢小学校PTA役員、会長、副会長との意見交換をした後に、11月23日に三沢小学校在籍児童と平成28年度に入学される児童の保護者の方々と三沢小学校の統合に係る意見交換会を行いました。その中で、保護者の皆様から次のような意見をいただいております。何の打診もないまま資料が送られ、統合までの全ての日程が決まったものが配布されました。通常であれば、いろいろな人の話を聞いてから日程を立てるのが礼儀だと感じるが、余りにも上から目線で、このとおりに従えというようにとれます。1年くらい前から、三沢以外の地域から統合についての話が聞こえてきます。今回の統合問題の進め方について悪意を感じます。

今回の統合スケジュールは、本来であれば、こんな日付が入ったものではなくて、地域の人や保護者に聞いて、その上でスケジュールを立てますよというものを出すのが当たり前だと思います。見る人が見れば勘違いしてしまうし、行政側の恣意的な誘導というものが見てとれます。資料のつくり方も、物すごく恣意的な部分がいっぱいあります。やっぱり丁寧に進めなくてはいけないと思うので、一度このスケジュールを白紙撤回していただきたい。

コールマン報告、教育機会の均等性の中において、クラスの人数が少なければ少ないほどよく、1つの学校の規模は100人以下がよいというのが全世界的話としてあります。人数が少なければ少ないほど教育効果が上がるという報告もあります。

文部科学省が出した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の中に、統合については地域の意向を十分配慮しなければいけないということが当然書かれています。もう一つ、小規模校を存続させる場合にはどうしたらよいのかということまで方向が書かれています。非常に今回のやり方というのは丁寧に欠けていると思います。

町としては、学校、子供の人数が減ったから統合するのではなくて、減ったらふやすというように、どうしたらよいのかよく考えて、そういう政策を打つのが町の仕事ではないですか。何もやらずに、いきなり減ったからやりますというのは余りにも乱暴だと思います。小学校というのが、本当に地域のコミュニティーとか過疎化を防いだり、高齢化を防ぐ一つの核だと思っています。人数が減ったから統合するのではなくて、人数が減っても、三沢小学校はよい学校だから残そうという考えは教育委員会にはないのです

か。少ないから統合するという考え方しかないのですか。

平成12年の答申ですが、15年前のものでもあり、もう一度考え直していただくことはできないのですか。答申がもし時代に合わないのであれば、もう一度やるべきではないですか。統合問題が何で今なのですか。平成12年に答申が出ているわけで、その後すぐにやればよかったのではないですか。何でこんなに年数がたってからやるのですかなどで、このほかにもいろいろと統合に対する反対の意見や質問をいただいております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 3番、常山議員さんから通告をいただきました質問のうち、1項目めの皆野町に合った公共交通を進めるためについて、お出かけタクシーを所管しておりますので、健康福祉課長からお答えをいたします。

まず、お出かけタクシーの年齢制限や負担金額の見直しを行う考えはあるかというご質問にお答えをいたします。このお出かけタクシーは、平成25年4月から、外出のための移動手段の確保が困難な地域に居住する高齢者の生活支援とその地域への定住促進を図るという目的を持って行われた事業でございます。その後、議員各位からそれぞれ一般質問等でご要望いただいたこともあり、本年4月から対象地区を撤廃し、全町を対象とする見直しを行いました。4月からまだ8カ月を経過したところであり、今新たに見直しを行うという考えはございません。

ご質問にありましたように、大変喜んでいるという声もお聞きをしておりますし、また使えていない方がいるということに関しましては、当初から、何らかのときに使うかもしれないので、もらっておくと、そういう方もおられます。これはこれで安心に結びつくという側面もありますので、必要がなければ使わなくても構いませんということでお伝えをしております。

次に、地域懇談会を開くなどして町民の意見をということに関しましては、ただいま申し上げましたように、お出かけタクシーの見直しを図ってまだ間がありませんので、今新たに公共交通に関しての懇談会を開くという考えはございません。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 3番、常山知子議員さんの一般質問通告書、質問事項の2、三沢小学校統合に向けて、作成した計画案は白紙に戻し、保護者、地域住民の声を聞くことが大事です。その考えはについてお答え申し上げます。

三沢小学校統合に向けて、作成した計画案を含めた資料をもとに意見交換会を実施しました。11月4日に、あらかじめPTA役員の皆様と教育委員会の職員及び三沢小学校長で統合について意見の交換を行いました。次に、11月23日に三沢小学校保護者の皆様と統合について意見交換会を行いました。その後、12月7日に、皆野町区長会三沢支部の区長、副区長の皆様、そして三沢小学校後援会長、副会長の皆様と意見交換会を行いました。意見交換会におきましては、統合に対しては賛成意見はなく、多くの反対意見や質問が述べられました。

一方、平成27年1月27日に文部科学省から出された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関

する手引」では、保護者や就学前の子供の保護者の声を重視すること、地域住民や学校支援組織と十分な理解と協力を得ながら進めていくことが大切だとされています。これらのことから、保護者や地域住民の皆様との理解と協力が得られていない状況では統合することはできないと判断し、計画案の1月以降の計画を撤回させていただきます。今後とも、学校や地域との連携を保つ中、保護者や地域住民の声を聞き、引き続いて今後の三沢小学校の教育を一層支援していきます。

○議長（四方田 実議員） 再質問、3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） ささまざまな答弁をいただきました。三沢小学校統合問題からやっていきたいところなのですが、まず順番としては、お出かけタクシーの見直しについてからやっていきます。

まず、今課長から答弁があったように、年齢制限、料金の見直しをする考えはない、懇談会を開く考えはないという冷たい答弁でしたが、この秋、日本共産党の皆野町委員会がアンケート調査を行いました。アンケート結果は町長にもお渡ししたところですが、そのアンケート調査でお出かけタクシーに対する声も多く寄せられました。

まず、年齢制限については、定年年齢、60歳ですけれども、から利用できるようにし、もっとその年齢制限を下げてほしい、そういう声もあります。安心して免許の返納ができるよう、免許証を返納した後の交通手段の確保は早急に対応してほしい、そういう意見です。また、負担金額の点では、先ほども申しましたけれども、タクシーの半額といっても、中心地から自宅まで1,000円以上かかり、タクシーを使おうとはなかなか思えない、もっと安い公共交通を考えてほしい、なるべく安い料金でやってほしい、片道500円でも往復1,000円になり、買い物や医者代も高い、距離に関係なく、1回500円ぐらいになったらいいなどいろいろな意見が寄せられたのです。

それで、今年度から町も、町全域の方がお出かけタクシーを利用できるようになって大変喜ばれています。そして、この間健康福祉課のほうでお聞きしましたら、この半年間ですけれども、4月から10月までの間の利用金額は76万4,000円だそうです。前年度の約倍の金額です。そうしますと、この金額から計算しまして、今年度は約150万円ぐらいが見込まれるのではないかと私は想定します。そうしますと、当初予算として240万円から見ればまだ余裕のある数字ではないかなと考えます。そして、例えば年齢制限を60歳からとしても、そんなに利用者が多くなるとは考えられません。70歳以下の方は免許証を持っている人も多いと推測しますし、自分で運転をしている人が多いです。そういう状況ではないかと思しますので、しかし、中には免許証を持たない人もいます。そういうわけで、せめて年齢制限を引き下げ、その検討をしてはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 負担というものは、全てがそうですけれども、安いほどいい、極端な言い方をすればただがいいと、こういうことになるわけですが、いわゆる車を持っている人もお出かけするには、当然車を所有し、あるいは燃料代をかけて出かけるわけであります。そうしたことを考えてみても、免許を持たない方あるいはお年寄り、そうした方々にも多少の負担は、これはやむを得ないと私は思っております。この4月1日に地域枠を撤廃いたしまして、70歳以上の方全てと、こういうことにいたしました。そんな関係もありますので、もうしばらくの間、課長が答弁をしたように、見直す考えも今のところありませんし、地域懇談会も開く考えをしておりますけれども、いずれにいたしましても、今後につきましても、どういう方法が一番いいのか、私は、このお出かけタクシーが、車を新たに町が、デマンドにいたしましても、ぐるりんバスにいたしましても、町が所有し、そして運転手さんを町が雇用し、そう

したことを考えるとかなりの持ち出しにもなってくるわけでございます。そんなことを考えたときに、やはりこの制度が今のところ私はベターだと、このように考えております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） もうしばらくの間は見直す考えはないと、そういうふうに述べられましたけれども、そして町がぐるりんバスだとか、そういうものに対する持ち出し、町民が負担をするのは、ある程度の負担はやむを得ないと、そういうことを答弁されましたけれども、やはり公共交通とか、そういう町の移動手段の確保というのは、やはり、本当に地域が活性化して、皆野町に暮らし続けられるかどうかという、そういう生活基盤の整備というのは自治体の任務ではないのですか。憲法でも、移動手段とか移動のことは憲法で保障されています。そういう面で、自治体が、もっと山のほうに住んでいる方、バスが通っていない地域の方、そういう方たちにどうやったら移動ができるか、そういうことを考えていくのは自治体の任務だと私は思います。

そして、次に移りますけれども、お出かけタクシーだけで本当に私も町民の足を確保できるとは思いません。皆野町の地形からいっても、一律に同じような交通システムが当てはまるとは思いません。ですから、まずそれぞれの地域でどんな乗り物が必要なのか、買い物は大丈夫なのか、医者通いはどうしているのか、どういう生活を送っているのか、不便を感じることはないのか、あるのかなど、町としてやはり町民の声を聞く、そこから出発して、どういう公共交通を構築していくのか検討することが大事だと思います。

町長、まず町民の声を聞いていただきたい。声を聞くぐらいできると私は思うのですけれども、町の職員を連れて行って、みんなで地域に入って、町長、声を聞いていただきたい。声を聞くぐらいはできるのではないですか。どうでしょう。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） それは、出かけていけば、それは声を聞くことができるかと思えます。

過去に、私は合併の折にも地域懇談会を行いました。おいでいただく方は、ほぼ、100%と言っていいくらい反対の方々ばかりでありました。そのように、出てきてくれて強い考え方を述べられるのが、そうしたものに対する反対であるとか、あるいは強い要望があるとかという方々ばかりでございます。こうして議会の場で議員の皆さん方が、常山議員さんのように皆さんの声を聞いてきて、ここで発表していただく、あるいは町長のもとに、あるいは各担当課長のところにそうした要望を持ち込んでもらう、それが私は町民の声を聞いていると、こういうことにつながるのだらうと思っておりますし、また当然、区長さん方からも同じような要望等も聞くわけでございます。そんなことから、私どもが常に外に出て行って町民の声を聞いているということはなかなか現実問題として難しいわけでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 例に、例えばとして、合併問題を出すというのはちょっとおかしいなと私は思うのです。それは意見を言いたい人だけが集まったかもしれませんが、では町の公共交通をどうしていくのかと、みんなで知恵を出し合おうよという、そういうような集まりでしたら、そんな、反対だとか賛成だとか、そういう意見を出すことはないと思えますし、また町長、合併以来、地域に入って意見を聞いたことってあるのですか。

○議長（四方田 実議員） これについては、最後ですから。

町長。同じことですから。

○町長（石木戸道也） 合併以外についてということについては、地域に出かけて行ってということはありませんが、地域の集まりの中に行くことは、時々これはあります。例えばお祭りであるとか、そういうことで町民と接する機会はかなりありますし、また私の手元にもそうした要望等も多くいただいております。そんな関係から、一々と言ってはおかしいですが、なかなか出かけて行ってということになりますと、1つの地区を始めれば全ての地区を回らなければということになるわけでございますので、なかなか難しいかなと、こんなふうな思いでおりますので、常山議員さんのように、そうした方々の考えを反映していただくというのはすばらしいことだろうと思っております。

○議長（四方田 実議員） 次に移ってください。最後ではなくて、次の。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 質問はしません。

では、公共交通については最後ですけれども、町長にすばらしいことだと言われましたけれども、私もこれからも一生懸命、地域の人声を届けます。やっぱり、町もそれをしてほしい。そして、公共交通というのは総合的な町づくりにもなるわけです。そういう視点で、やっぱり移動手段、町民の移動手段の確保を考えてほしい。私は、この間の議会で何度もこのことを申し上げてきました。そのたびに、検討委員会を立ち上げる考えはありません、そういう答弁で、本当に残念なことです。小杉議員はいい回答をもらったと喜んでおりますが、私は残念ながら検討するということが言われなかったもので、大変残念でございます。

では、次に移ります。三沢小学校統合問題について再質問をさせていただきます。今、先ほど教育次長のほうから保護者説明会で出た保護者からの意見をお聞きしました。町長、この意見を聞いてどう思いましたか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 確かに三沢地区の方々してみれば唐突過ぎたと、このような私も反省もしております。が、しかし、議会の場におきまして、三沢小学校の統合の問題というのは、たびたびというか、出てきておったわけございまして、これにつきましては議員の皆さんも承知の上であろうかと思います。

実は、ことしになって、新年度になってすぐ、4月のうちだったと思っておりますけれども、前教育長に私は三沢小学校の統合の問題についても検討してほしいということで話をいたしました。ただ、教育長は、機を見て地域の人たちとのいわゆる懇談の場でも持って進めていきたいというような話もしたのですが、具体的に日程とかを決めないとなかなか前に進みにくいだろうというようなことから、私が平成29年の4月1日という設定をいたしました。そして、たしか7月だったと思っておりますけれども、新教育制度ということになりまして、教育委員さんに集まっていただき、この問題についても、私から幾つかの要請の中の一つに、三沢小学校の統合について、具体的に29年の4月1日を目途に進めてほしいという要請をしたのは、私からしたわけございまして、それに沿って、教育長は9月22日から就任をされたかと思っておりますけれども、29年の4月1日に合わせるにはこういう具体的な日程で行動を起こさなければということで動いていただいたわけございまして、就任早々、本当にまだ地域を全て掌握していないうちにそういう問題に遭遇したということで、教育長にも気の毒なことをしたなど、こんなふうには私は思っておりますけれども、また三沢の地域の方々にとりましては、やはりもう少し事前にそうしたお知らせしておくべき

だったかなと、こういう反省もしておるのですが、いずれにいたしましても、こうしたことについては、具体的な形を出して、そうしてそれを目途に取り組まないと進んでいかないと、こういうことから、私から指示をしたわけでございます。

どういう感想ですかというお話でございますので、少し早急だったかと、もう少し熟慮して進めるべきだったかなと、こんなふうに思っておりますが、ただ、1点、日野沢小学校と金沢小学校を既に統合いたしましたけれども、そうした地域の人たちからしてみると、統合した後に、もう少し早くてもよかったかなと、こういう声も現実あるわけでございます、児童の数だけで言えば、金沢小学校がたしか18人ぐらいだったかなと思いますし、日野沢が15人ぐらいで統合したのだったかと思っておりますけれども、そういう点では、三沢はまだ38名ということですが、ももとの児童数から考えると、三沢地区もかなりの減少率であるというようなこと等を考えて、具体的な指示をしたのは私でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） ですから、私は本当に、いきなりのこの計画で統合を進めていきますというのは、保護者の理解は得られないと思いました。

保護者だけではありません。地域の方の意見はどうでしょうか。ご存じのように、三沢小学校地域見守り隊の方々は、児童数の倍以上の方が参加しています。通学の安全を守るために、子供たちとあの大変危険な通学路を朝と夕と一緒に歩いています。ある方は、よほどの用事でない限り、午後は予定を入れません、孫を含め子供たちを迎えに行くからです。子供たちと地域の人たちとの結びつきは大変強いものがあります。

また、学校は文化の発信地、地域のコミュニティーの場でもあり、そう簡単になくせるものではないのです。だからこそ、統合の問題は、保護者だけのことではなく、三沢地域全体のこととして皆さんが本当に心配をし、三沢小をなくさないで、その声を上げてきました。学校がなくなれば、引っ越してくる若い人たちがいなくなる、ただ人口減を見ているだけで対策も打ってこなかった、子供が少なくなったから統合では地域が衰退してしまう、これが地域の意見ではないでしょうか。ということで、保護者の意見、地域の意見の2つが同じになりました。

そして、2つ目の統合計画案についての白紙撤回の問題ですが、町長から、そして教育長から白紙撤回をするという答弁をいただきましたけれども、私、ちょっと確認しておきたい質問があります。まず、三沢小学校の教職員は12名と聞いていますけれども、それでよろしいのですよね。そして、その方たちの給料というのはどこが負担しているのか教えてください。

○議長（四方田 実議員） ただいまの質問は通告にないので、よく調べていないかと思うのだよね。わかりますか。わからなければ、後で答えておいてください。ここはそれでお願いしたいと思いますが。数字や何かはね……

○3番（常山知子議員） 議長、すぐはわからない。

○議長（四方田 実議員） すぐわかりますか。

〔「県費負担教職員が9名だということはわかっておりますが。あとの3名」と言う人あり〕

○3番（常山知子議員） 12名のうち、県の持ち出しのいわゆる県費教職員が9名で、あと3名が町ということですか。それでよろしいですか。はい、わかりました。

○議長（四方田 実議員） それでいいですね。細かい数字はね。

○3番（常山知子議員） それでいいです。数字だけで。

では、次へ行きます。2つ目なのですけれども、白紙撤回のところ町長にお尋ねしたいのですけれども、今まで町長が、先ほどの答弁で経過報告もされましたけれども、私もちょっと確認しておきたいのですが、ことし1月に国から学校統合へ向けた手引が出されました。6月議会の中で、前教育長は、手引は基本的には学校統廃合推進へ方向転換するものですが、手引自身が基準の機械的適用にくぎを刺し、保護者や住民の意向を尊重するよう求めていますと手引の内容を説明されました。そして、7月23日、町の総合教育会議が開かれました。その席で町長は、平成29年4月1日、三沢小を皆野小と統合することを進めてほしい、教育委員の方にもご理解をいただきたい、そのような話をされました。

町長、ここで私はどうしても、この平成29年4月1日とした根拠というのがよくわからないのですけれども、説明していただけますか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） それが例えば平成28年とか30年とか、私はその折に平成29年の4月1日を基準に考えた場合に間に合いますかという話は確認をいたしました。いわゆるとんとん拍子にいったと仮定してのことになるわけなのですが、そんな関係もありましたので、4月1日の一つの目途にしてほしいということをお願いしました。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） ということは、2年ぐらいあればこの計画がスムーズにいくのだと、とんとん拍子にいくのだということ、29年4月1日としたわけですね。金沢小だとか、今、この近所の小鹿野町で、中学校が4校から、今度、来年の4月には1校になる、そういうふうに通廃合が決まったのですが、その問題が出たというのはもう10年ぐらい前、ずっとこういうふうに通廃合のことを討議、みんなと意見をいろいろと交わしながらやってきた、10年がかかったというふうにお聞きしました。2年ぐらいでやっばりできるとは考えられませんし、やはり地域懇談会などを開いて、やっばり保護者や地域の意見を聞こう、そうしなかったということですよ。やっばり、保護者や地域の方が本当に町長と考えが違っていたということになりはしないでしょうか。

それと、もう一つ確認しておきます。教育行政の法律上の権限には、教育委員会の権限に属するものと町長の権限に属するもの、それぞれ2つありますよね。そして、学校の統廃合問題については、双方が協議して同意しない限り実行はできません。そして、先ほど町長から、そして教育長から白紙撤回をするということで答弁がされましたので、確認をさせていただきます。

そして、3番目の地方振興策ですけれども、まち・ひと・しごと、将来活性化していくということで、これから計画も立てていくのだということですが、人口減少をどう食いとめていくのか、若い居住者をどうふやしていくのか、大変難しい問題ですが、避けて通ることはできないと思います。こうした対策は、1年や2年で成果が出るかどうか分かりません。しかし、今やらなければ遅いくらいですが、対策をとっていかねばならないと思いますし、平成12年、1万2,200人だったこの皆野町の人口は、15年後の現在1万300人、それから5年後の平成32年には推計で1万人を割り込むとされています。今や3人に1人は高齢者です。こうした現状をしっかりと見きわめて、早急に実のある対策をとっていくことが求められます。

それに加えて、現在町に住んでいる人が安心安全に暮らせるための対策をしっかりとっていただきたい。

三沢地域で言えば、上三沢の県道の狭さはご存じのとおりです。三沢小の子供たちの通学路でもあって、地域の人が通る道路なのです。接触事故も多く、観光シーズンになりますと、さらに交通量もふえて危険な道路となっています。先ほど紹介したアンケート調査の回答でも、三沢地域の方から、県道を早く拡張してほしい、大きな事故があってからでは遅いと、多くの方から改善を望む声が寄せられました。県への働きかけ、さらに県を動かす努力をしていただきたい。

この2点、人口減少を食いとめるための具体的な対策、もう一度答えていただきたい。それから、安全のための道路対策について町の考えを聞かせてください。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） まず、統合のことを繰り返しますけれども、地域の方々の、最初に保護者会の方々とのお話を聞いていただきましたけれども、その時点で、これはスムーズにはいかないというのは報告で私も感じたのです。感じたのですけれども、保護者会だけでなく、地域全体の考え方も聞いておく必要があるかなと、こういうことから次の3回ばかりのお話を聞いていただきました。このことについては、三沢の方々に、寒い折にお疲れのところをお出掛けいただいて本当にありがたかったなと、こんなふうに思っておりますけれども、やはり無理やり統合すべきではありませんし、そうしたことから、小規模校のよさというものが十分私も承知はしておりますので、これ以上の存続が無理だなという状況が見えてきたときには、統合ということはまた持ち上がってくることもあるかと思っておりますけれども、そうしたことがないように積極的に地域創生のことにも取り組んでいかなければかなと思っております。

先ほど議員からお話がありましたように、それぞれの地域に町営住宅のようなものをというような話もありましたけれども、これは、とてもではありませんけれども、無理な話でありまして、現状の町営住宅ですら12%の空き室があるというような状況でもあります。そしてまた、民間アパートの所有者からも、町営住宅をつくられたのでは、我々のアパートが今でも空き家が多い中でより進んでしまうというようなことで、そんな要望も受けております。そんな関係から、これは研究してみたいと思っておりますけれども、民間アパートに町外から入所をする方々への、例えば家賃の多少の補助というようなことができるかどうか、研究はしてみたいと思っております。

なお、三沢の長玉線、長瀬玉淀自然公園線ですけれども、これにつきましては期成同盟会もありますし、私もその時々、期成同盟会はもちろんですけれども、その折々に強く要望もしております。秩父県土整備事務所が県下の県土整備事務所の中でも一番大きな予算を持っているのですけれども、余りにも守備範囲が広いということから、なかなか思うような改良がされないのが現状であります。そしてまた、三沢地区につきましては路線の確定を急がなければというようなこともありますので、そうした作業を今していただいておりますものと、このように認識をしております。いずれにいたしましても、早い機会に改良を進めていただけるように、強く要望、要請をしたいと思いますと思っております。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 常山議員さんの先ほどの三沢小学校の教員の関係の、県費職員と町費の職員の、済みません、ちょっと確認をしないでお話をしまして申しわけないのですが、訂正させていただきます。

県費職員が10名、町費が2名でございます。計12名です。よろしく申し上げます。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） では、最後。

わかりました。職員も、県費が10名、それから町から出ている方の給料というのは2名分ということで

すよね。わかりました。

最後になりますけれども、私は、子育てするには皆野町がいいよと、そんな発信がどんどん出てくるように、これからも子育て支援、住み続けたい町にするために町政運営をしっかりとやっていていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時47分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（四方田 実議員） 次に、10番、林豊議員の質問を許します。

10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林豊です。通告に基づきまして、3項目質問をしたいと思います。

その前に1点、執行側をお願いをしたいのですが、今回、先ほど来常山議員の質問の中にもあった、三沢小学校の統合の問題の資料といいますが、統合に当たっての資料、考え方という、教育委員会の書類の中に私の名前が入ってしまっていて、質問でということなのですが、名前だけを使われまして、質問内容、また答弁も、抜粋だったわけですが、名前がこのような形で唐突に出ますと、いろんな形で誤解を生む可能性もありますので、名前を使うのであれば事前に話を聞いていただきたい、内容を少なくともこちらにお知らせいただきたいと。この書類を見る限りでは、名前がある必要性があったのかなと非常に思うところもありますし、逆に言えば、だから議事録等を見られたという部分もありますが、いずれにしろ、議員とはいえ、公人ではあるけれども、個人的な名前が出た以上はいろんなところへ波紋を呼ぶこともありますので、事前に少なくとも、こういうことで使いますよということぐらいの話はいただきたいというふうに思いますので、今後はこういう場合には事前の話をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入りたいと思います。教育長は先ほど答弁の席に立ったわけですが、教育長が就任しても随分たつわけですが、この間も臨時議会の折にも、特に答弁の席があったわけではないのですが、参与席のほうにおられたものですから、これは何かご挨拶でもあるのかなと思ったのですが、そういったこともなく、月日が過ぎてきたわけですが、議会に対して挨拶せよというようなことを言うわけではありませんが、教育長に就任して、どういう考えでどのようなことをやっていきたいのかという、所感といいますか、所信を議場で明らかにしていただきたいなど。

というのは、町民の中にも、あの人はどういう人なのかいという方が結構多いです。いろんな形で紹介をすると、ああとという方もおられるのですが、現実問題として、皆野町を離れてかなりの年数がたち、い

ろんなことについてもまだまだ不案内なことが多い。また、先ほどの三沢小学校の関係の話で言えば、町長も言われていたとおり、まだ不案内な間にああいう大きな問題に直面することになって気の毒であったというような話があるような部分でもあります。

皆野町の教育委員会については、私が毎度取り上げる温水プールの問題であるとか、いろんな諸問題を抱えている部分があります。一通り挙げますと、ことしになって質問で上げたものについても、温水プール、日独友好協会等の事務の委託であるとか、それから文化財、いろんな文化財が皆野町の中にもあるわけですが、その保護、保存、保管等についての考え方、また昨今ですか、ジオパークの関係等を含めて、秩父のいろんな部分が保護の対象になるというようなことも出てきたわけですから、そういったことについてもどのようなお考えを持ってやっていくのか。もちろん、これは町長の指導のもとにということになるのかもしれませんが、その辺の所信を教育長に、余りとうとうと、長々と話されても、私の質問時間が限られていますので、最長でも5分ぐらいにまとめていただければありがたいというふうには思いますが、こういうことの常として、3分でお願いしますと言えば10分ぐらいかかってしまうかもしれませんが、その点よろしくお願ひしますが、そんなところで、所信表明をこの場でしていただければいいかなというふうに考えております。

2項目めは、その中にも含まれてくるかもしれませんが、先ほど来出てきました三沢小学校の統合問題についてですが、先ほどの町長及び教育長の答弁で、ほぼ、喫緊の問題についてはある程度のめどがついたのかなというふうにも思いますから、その辺についての確認と、それから根本的な問題としまして、私自身は従来より、皆野の小学校というのは、中学が1つなので、幼稚園も1つ、小学校も1つでいいのではないかなという考えを持っております。

ただ、それにも基本的な考えがありまして、ただ1つにするということではありません。先ほどなぜ29年4月なのかと問われたときに、町長が、具体的な日程がないと勢いがつかないというような答弁だったかと思ひます。それは一つには真理かなというところもありますが、ただ、統合について問われたほうにとってはなぜというときに、ある程度以上に確たる理由というのが必要になるのかなと思ひます。そういった理由があるのであれば、先ほどの答弁に加えていただきたいと思ひますし、またなぜ三沢小学校を皆野に統合するのか、それについて考え方があるのならばお聞きしたいと思ひます。

私の関係で、6月、また9月の答弁の中に出てきた、いわゆる12年の答申というのを、今回、全文をいただきまして、つぶさに読ませてもらったのですが、これは石木戸町長の時代でないから、ストレートに言いますけれども、まあいいかげんなもので、実際、答申の部分が、どこからどこまでがいわゆる皆野の小学校問題、統合問題なのか、どこからがというよりも、ほとんどがこれは日野沢小学校の統合の答申になっているので、どこからが、誰がいわゆる皆野の小学校の統合問題についての意見を出したのかというのがよくわからないのです。少なくとも、これは当時の教育委員長が出したのかなというぐらいで、非常に区別のしにくい書類で。

また、この中でも、小学校問題の統合、再編成についての、いわゆる、この間からよく出てきている、将来的にはという、例の東地区だの、西地区だのという言い方なのですが、少なくとも私も、この問題については、ちょうど議員になったばかりのころの内容でして、よく覚えているのですが、東地区、西地区という言い方はしたかなと。確かに荒川を挟んで皆野側と、それから国神側で、2校でという話は聞いておったのですが、こういうような内容の答申がいわゆる町長宛てに出ていたというのは本当にびっくりしているところです。

また、3項目めには、町内各小学校区を代表する委員により構成し、これは統合問題検討委員会の設置というところなのですが、少なくとも日野沢を統合したときの委員の中には、各小学校区を代表する委員というのがいなかったように記憶しているのです。また、そのようにも書いてあると思うのですが、何かよくわからないなというところがあります。ともかく、ただ、こういう答申が出ていたということがわかりましたので、また後々精査をさせていただきまして、今後の統合問題についての考え方をまたまとめていくときの資料にさせていただきたいと思いますが、ともかく、三沢小学校に関しては、先ほどの質問の答弁でほとんどの不安に思うような部分というのが出てきているのですが、やはりそれでも何点か質問をしたいと思います。

まず、先ほど言いました、町長の考え方として、三沢小学校で、この答申をそのまま生かすとすれば、皆野の小学校の統合問題というのは一段落つくということになるかと思うのですが、どうして統合と、皆野の小学校を2校に統合していくのか、2校でも1校でもいいのですけれども、統合していく意味、それについて、町長自身はどういう意味で統合するのだと考えておるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、これは本当に結果論になってしまって、先ほどの答弁の中でも町長自身の反省の弁があったように、ちょっと唐突過ぎたなというのが今回の三沢小学校の問題なのですけれども、ですからという言い方をするのは本当に僭越なことですけれども、6月についても9月の質問についても、同じようなことを私自身は言っていたわけです。唐突にやってしまうと抵抗も大きくなるし、いろんな形で働きかけをすべきだと。先ほどの意見の中にも、金沢や日野沢は数年以上の時間をかけてやってきたと。加えて言うならば、比較的、金沢にしろ、日野沢は、余りにも私も短かったので、よくはわかりませんが、そのときの当時のいろんな話を総合すれば、地元の人たちが、賛成の人たちがいたと。であっても、実はいろんな話を聞いていけば、国小ではなくて皆小にという人も多かったというふうに聞いています。そういった意見が答申の中からは全く消えてしまっています。これがどこへいってしまったのかなという部分もありますが、とにかく、いろんな形で、住民、保護者、それらの人たちの声を聞く。これは、先ほど町長が合併のというような形を言いましたけれども、統合のときも確かに反対、賛成、多くあるかと思いますが、統合については賛成も少なからずあると思うのです。ただ、唐突にぽんと、もう決めてしまったのだよという形で言ってしまうと、反対の意見のほうの声が大きくなってしまいうような部分もあるし、その辺の、やり方といいますか、提案の仕方というのは非常に難しいところだと思います。

先ほどの今後の方針ということをもた再質問の際に再確認させていただきますが、そういったことについて、多くの課題をまだ残していますし、町長自身が、7月の総合教育会議ですか、その折で、児童の足の確保をしっかりさせていただいてということになっていきますけれども、この辺について具体的な考えは、あるとすればお聞きしておきたいと思います。

また、皆野小学校の校舎の部分、教室数の関係などについても、2年後ということを考えていたのであれば、ある程度具体的な見通しというのがあったかと思うのですが、それについてもお聞きしたいと思います。

それから、とにかく、何とんでも、これからは、先ほどの答弁にもあったように、保護者の意向というものをきちんと聞いて、十分熟慮した中においてという、教育長の答弁の中にあつたような線でやっていけるのであろうというふうに思いますが、その点についても念を押しておきたいと思います。

それから、3つ目になります。内容がごろっと変わるのですが、土砂災害特別警戒区域及び警戒区域の

指定、これが県土整備事務所によって、今年度中、各地域に指定を、仮にですが、されて、説明会等も行われたということが伝えられております。もともと昨年の広島における大規模な土砂災害を受けてのことというふうにも聞いているのですが、当町においては若干それが遅くなっていたようで、今年度に行われたようです。

既に町内の各説明会の中では、それによって、いわゆる土地の価値といたしますか、それが下落する、また利用が制限されるということで、大分心配をしている町民の方が多く出ております。県のほうではこれについていろいろな手当てをしてくれるのか、また町のほうではどうなのかと、そのような質問が私のところにも来ることがあります。町としては、この指定に対してどのような対応を考えているのかお聞きしておきたいと思います。

とりあえず、以上で再質問にしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 10番、林議員さんの一般質問通告書に基づきお答えしますが、今、林議員から質問が出たのは通告外の内容がかなりありますので、通告をいただいたものについてまずは答弁をさせていただきます。

三沢小学校統合についての質問にお答えします。林議員さんの一般質問通告の中の白紙に戻すことを提案したいとの発言に対する答弁をいたします。常山議員に対する答弁と同様に、地域住民の声、議会における統合に対する議論等を踏まえて、三沢小学校の統合は関係者の合意を得ながら進めるべきと判断をしました。統合予定日は平成29年4月1日とし、教育長に指示し、7月開催の総合教育会議において、平成29年4月1日を目途に三沢小学校を皆野小学校へ統合に向けて進める考えを示しました。

このような経緯から、教育委員会において、小学校にかかわりの深い保護者会、PTA後援会、地域を代表する区長会の皆様の意見を拝聴するため、意見交換会を設定しました。その検討資料として、統合の必要性、目的、メリット・デメリット、平成29年4月1日を統合予定日とした場合の具体的な考え方と日程スケジュール案を記した検討資料を作成し、意見交換会を次のとおり開催しました。11月4日にPTA役員と、その後、11月23日の保護者会、12月7日の区長会、PTA後援会の両意見交換会においての意見は、平成29年4月1日統合は唐突過ぎる、全く受け入れられない、白紙撤回すべきというような強い反対意見が大勢を占めました。また統合の機は熟していない状況と判断されましたので、保護者会、区長会、PTA後援会の3団体の意見、要望を尊重し、平成29年4月1日統合とする計画案は取り下げます。

今後におきましては、三沢小学校の小規模校のよさを大切に教育を進める中で、教育環境が統合にふさわしい状況になり、あわせて保護者会等の関係者の合意形成ができましたときに皆野小学校への統合について検討して進めてまいります。いずれにいたしましても、今回の平成29年4月1日統合とする計画案は取り下げます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 10番、林議員から通告いただきましたご質問のうち、皆野町教育長としての所信表明、現場の認識とその対応についてお答えします。

教育基本法にうたわれている教育の目的は、人格の完成、民主的國家、社会の形成者、心身ともに健康

な国民の育成であります。人は、誰もが夢を持ち、それを志として掲げ、一步一步歩んでいきます。その道のりは決して平坦ではありませんが、みずからを叱咤激励し、友を思いやり、助け合い、社会の中で人格を形成し、民主的国家、社会の形成者となっていきます。さらに、体を鍛え、心を磨き、心身ともに健康な人に育っていきます。このことは、「皆野 魅力アップ21」に掲げられている「心豊かな人間性を育み文化彩るまちづくり（教育・文化の向上）」をもとにした本町の教育理念、心に夢とふるさとを宿し、人間性豊かな教育と文化の町を目指す皆野教育に相通じるものがあります。

私は、本町の基本目標である、高い学力と創造性を育む学校教育の充実、生きがいを育む生涯学習の推進、郷土愛と夢を育む文化芸術活動の振興を十分に踏まえ、6つの視点から重点施策を捉え直し、実行していきたいと考えております。1点目は、学力の向上です。2点目は、グローバル人材の育成です。3点目は、チーム学校づくりです。4点目は、人権教育、道徳教育の推進です。5点目は、伝統文化の継承と文化財の保護、活用です。6点目は、スポーツの振興です。

ご案内のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、本年4月より施行されました。この改正により、教育委員長と教育長を一本化した責任者としての新たな教育長を置くこととされました。また、新たに町長が開催する総合教育会議や教育に関する大綱の策定に関する規定が加わりました。しかしながら、教育委員会が引き続き合議体の執行機関であり、教育に関する事務の管理及び執行権限が教育委員会にあることはこれまでと同様でございます。私は、教育委員会の政治的中立性を確保しつつ、町長とも十分協議を尽くし、教育委員会の会務も総理し、教育委員会を代表する新教育長としての一層の責任を自覚し、教育行政を着実に進めていく所存でございます。

私は、皆野町生まれ、皆野町育ちであります。荒川を産湯、美の山を揺りかごとして育ってまいりました。高校、大学は、秩父谷を離れ、埼玉県内で学んでおりました。教員として奉職して以来、深谷市を中心として県内の学校や教育行政機関に勤務しておりました。その間、私は、学校経営はもとより、グローバル人材の育成を目指した英語教育等に取り組んでまいりました。私は、これらの経験を生かして、皆野町の教育長として実効ある教育行政を着実に進めていく所存でございます。議員の皆様におかれましては、今後とも教育行政へのご指導並びにご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の所信とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

次に、(2)、温水プール、事務委託、日独等の扱いについてお答え申し上げます。皆野町勤労者福祉センター、ふれあいプールホットですが、平成4年6月20日、皆様の健康を保持増進、コミュニケーションの場としてつくられました。一般用プール、子供用プールのほか会議室等を備えており、中学生の体育の授業での活用、年齢や技能の発達段階に応じた水泳教室を開催し、年間を通じて多くの皆様に親しまれています。引き続き、皆様の体力向上、介護予防はもちろん、コミュニケーションの場としてご利用いただきたいと思っております。

次に、皆野町日独友好協会ですが、ドイツ・ビュアシュタット市との友好親善を深め、スポーツ、教育、文化の交流を推進することを目的として昭和58年3月に設立されました。3年に1度のビュアシュタット市体操祭への児童生徒の派遣を初め、訪問団の受け入れなどを行っております。今後とも、皆野町日独友好協会の交流事業を初めグローバル人材の育成など、国際的視野を広めながら青少年の健全育成に努めてまいります。

次に、(3)、文化財の保護、保存、保管等についてお答え申し上げます。皆野町農山村具展示館は、新農業構造改善事業により昭和56年11月に開館し、平成17年3月をもって閉館となりました。経緯といたし

ましては、参観者の減少などに伴い、行財政改革の一環として、事務事業の見直しによりやむを得ず閉館し、隣接する教育委員会管理の皆野町有形民俗文化財収蔵庫と一緒に教育委員会の管理となりました。旧農山村具展示館には、皆野町関連の出土品、民具など、現在の皆野町があるための先人の努力、生活の苦労、工夫、願いなどがうかがえる、大変貴重な文化財がございます。このような貴重な文化財を学術研究に活用することは大いに有効と考え、今までの展示を系統的に整理し直し、前もって連絡をいただければ無料にて見学、学習、研究していただいております。また、毎月第4日曜日と埼玉県民の日には、誰でも自由に見学できるよう開館しております。

先月、11月20日には国の文化審議会が、前原の不整合など秩父地域に所在する6つの露頭と県立自然の博物館所蔵の9件の化石標本を天然記念物に指定するよう文部科学大臣に答申しました。これにより、来年3月ごろ、文部科学大臣による指定が行われる見込みです。複数の露頭と化石群の複合指定は日本初で、埼玉県内では48年ぶりの天然記念物指定となります。これは、皆野町にとって大変喜ばしいニュースでございます。これら貴重な歴史資料、地域に残る史跡、天然記念物など大切な文化財を保護、継承してまいります。

次に、2、質問事項、三沢小学校統合について、なぜ今統合するのか、その目的、校舎、交通等、多くの課題をどうするつもりなのか、それ以前に保護者の意向はきちんと聞いてからの計画なのか伺いたいについてお答え申し上げます。まず、その前に、保護者の意向はきちんと聞いてからの計画なのか伺いたいについてお答え申し上げます。三沢小学校統合に向けて作成した計画案は、このたびの意見交換会を開催するに当たり、保護者や地域の皆様の率直な意見を聞かせていただきたく作成したものです。この計画案があることにより、参加者の皆様の統合についての理解が一層深まるものと考えて作成し、配布いたしました。しかしながら、計画の内容が性急な余り、関係の皆様にご心配をかけましたことに対しましておわび申し上げます。

次に、なぜ今統合をするのか、その目的、校舎、交通等、多くの課題をどうするつもりなのかについてお答え申し上げます。三沢小学校は、児童数が減少しており、全校児童数が現在38名で、2年、3年生、4年、5年生は複式学級となっております。このため、多くの人と触れ合う中で得られる資質や能力を育てることが課題となっております。これらのことから、皆野小学校と三沢小学校を統合して、多人数での教育活動を展開し、児童の学習意欲、向上心、社会性や創造性などの多様な能力をより一層育てたいと考えました。

このような考え方にに基づき、計画案を含めた資料をもとに意見交換会を実施しました。3回の意見交換会におきましては、統合に対しては賛成意見はなく、多くの反対意見や質問が述べられました。一方、平成27年1月27日に文部科学省から出された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、保護者や就学前の子供の保護者の声を重視すること、地域住民や学校支援組織と十分な理解と協力を得ながら進めていくことが大切だとされています。これらのことから、保護者や地域住民の皆様の理解と協力が得られていない状況では統合することはできないと判断し、計画案の1月以降の計画を撤回させていただきます。したがって、統合に係る校舎、交通等の多くの課題はなくなったものと考えます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 10番、林議員さんから通告がございました、土砂災害特別警戒区域、警戒区域の

指定とその対策についてお答えをいたします。

埼玉県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害から地域住民の生命と身体を守るため、土砂災害警戒区域と特別警戒区域の指定に当たり、町民の皆様を対象とした基礎調査の結果説明会を終え、今月中に土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン、それから特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンについて指定を行う予定となっております。町では、この土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されましたら、現在見直しを進めております地域防災計画において、土砂災害時の要援護者の円滑な警戒避難を実施するための土砂災害に関する情報の収集と伝達、警報等の発令、避難と救助等の警戒避難体制を定めてまいります。

あわせて、土砂災害による人的被害を防止するために、各世帯にハザードマップの配布を予定しております。このハザードマップには、土砂災害警戒区域、特別警戒区域を明示し、住居等がある土地が土砂災害の危険性がある区域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難等に関することを盛り込み、土砂災害の危険性を知らせていただくとともに、土砂災害が発生した場合の警戒避難体制等について周知徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、各項目について再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1項めの教育長の所信ということですが、大変いいことを言っていたいただくと、また温水プール等の対応についても基本的な姿勢というのがうかがえて、こんなところでいいのかなということがありますが、幾つかこちら側からの要望を伝えまして、この件については、もし答弁があるのでしたら答弁をしてもらっても構いませんが、要望において終わりにしたいと思います。

まず、所信について、私が云々言うような立場にも、また能力もあると思えませんが、教育長が現役時代に過ごされた県北の都市部であるとか、またいろいろ聞きますと、いわゆる都市部でないところという言い方もおかしいですが、皆野のようなといいますか、田舎の学校の校長先生も務められているということもお聞きしていますので、そういった部分について十分な知識も能力もあると思っておりますので、その点については全く心配がないなというふうには思いますが、やはりそれぞれの地域性というのがあります。皆野においてはまだ、先ほど来、もう一回出ているように、三沢小学校というような学校もあります。それぞれの地域というのも、我々といいますか、教育長が皆野町で過ごされたときはまた随分変わっている、これも事実ですので、一日も早くいろんなところへ出向いていただいて、現状を見、感じていただいて、その辺の行政といいますか、に生かしていただきたい。

その一つの例としまして、先ほどちょっと出てきましたが、通学に当たってそれぞれの地域の方が見守り隊、三沢においても見守り隊というような組織もできておるようですが、皆野小学校管内では、そういったもの以外に、それぞれの地域の有志の高齢の方々が、1日を置かず毎日、いろいろな地区から、学校までの人もいれば、学校の直近で別れる方もいるようですけれども、そういったことを続けておられる方がいるようです。数年前から近所のそれを見ている方が、毎日やるということは大変なことなのだから、役割でやっているわけではないので、本当に純粋ボランティアでやっていることなので、何か、ご褒美という言い方もおかしいのですが、表彰なりをしてあげたらどうかということ、前教育長のところに何度も足を運ばれたということも聞いております。それが果たしていいことかどうかというのは、大変、疑問と言ってはおかしいですけれども、いいことなのだろうと思っておりますが、規程等もあるので、なかなか出せないのだと前教育長からは言われたと言っていますが。対応としては、各校長のほうからいろんな感謝状

等を出したというようなことを私も聞きまして、それを答えたところ、また先日、それを確かめて、確認のために調べたところ、肝心な方々のほうにはそれが出ていなかったというような事実も出てきましたので、そういったことを、細かいことですが、目を配っていただければありがたいなど。できればいろんな形で感謝の意があらわせば、これは町長のほうにもお願いしたいのですけれども、できるだけのことをしていただければいいなというふうに感じているところです。

もう一点は、文化財の、私もちょっと認識が甘かったのですけれども、いわゆる天然記念物の指定については、地域、いわゆるエリアかと思っていたのですけれども、どうもいわゆる場所場所のようですが。実は、なぜそんなことを言うかといいますと、同僚議員である宮前議員から、先日でしたか、大淵河原の、河原へかなりの団体の人たちが来て、ごっそり、石なのか、化石なのかを持っていつているようなことがあると聞いたところもあります。また、指定外の部分のいろいろな箇所、皆野町内においても化石や何かが出る場所がありますので、そういった部分の、ここで項目、質問の要旨の中に書いておいた化石等というのは、その辺の保護をどう考えるかということだったのですが、その辺のことについても一つの課題として考えておいていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

答弁がなければ、一旦これで座りますけれども、なければまた続けます。

○議長（四方田 実議員） 質問なの。

○10番（林 豊議員） 答弁がなければ、これでこの件は終わりにしたいと思いますが、何か手が挙がっているのです。

○議長（四方田 実議員） 何か言うことはありますか。答弁ないですか。

〔「これから勉強してまいります」と言う人あり〕

○10番（林 豊議員） では、次の2項目め、三沢小学校の件に移りたいと思います。

先ほど常山議員の質問に対する答弁、また同じことを町長から今答弁をいただいて、実質的には来年1月以降の予定というのは未定になったということだと思います。また、今の教育長の答弁の中で、その目的、校舎、交通等の多くの課題というのはなくなったものだというふうに答弁があったのですが、私は、必ずしもこれは課題自体はなくなったものではなくて、これについて、やはり町長の、教育長はそれではなくなったと判断されても構わないのですが、町長としてはこれらの課題についてある程度考えていかないと、例えば7月の総合教育会議の意見の中で、児童の足等、確保はしっかりさせていただいてというのは、これは多分町長の発言だと思うのですが、その辺のことが、この時点でもある程度指針といいますか、心づもりがあったと私は考えておりますので、概略でも構いません、このときに考えていたことがあるのであれば披露していただきたいし、また交通については、先ほど道路の関係がありました。道路の整備などというのも、もし統合を、一旦統合事業をとめて、先ほど町長が言われるように、今の三沢小学校を継続していくのであればなおのこと、道路環境についてはいろいろ支障のある部分が多いところでもありますから、その辺についての考えをお聞きしておきたいと思えます。

それから、先ほど私自身もちょっとびっくりしたのですけれども、通告事項とはいろいろ違うのがあるということだったのですが、なぜ合併をするのか、その目的というのは、今の、下から2行目に、なぜ今統合するのか、その目的ということに、ちゃんと通告していると思えますので、その考えを再度お聞きしたいと思えます。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 統合をするということは取り下げましたので、そうしたいろいろな、もろもろのこ

とについてはという、教育長から答弁がありましたけれども、課題として残っておるのは、やはり道路の拡幅改良というようなことが当然残っておるわけですが、これにつきましては、繰り返しますけれども、県土整備事務所に強く要望を、要請してまいりたいと考えております。

また、なぜ今統合だったのかというようなことでありますけれども、林議員等からは時間の問題ではないのかというような質問も過去に受けておりますし、積極的に進めるべきだよというようなご進言もいただいております。そのことによってということではありませんけれども、私の考えの中には、複式学級というのはいかがなものかなというものがありますし、やはり、1つのゲームをするのにも、スポーツをするのにも、あるいは勉強していくのにも切磋琢磨できる状況がベターだと、このように思っておりましたので、そうしたことを取り上げてみたわけですが、いずれにいたしましても、地域の方々のご理解が得られないのでは一步も前に踏み出すことができません。そんなことから、小規模校のよさというものもあるのはよく承知をしておりますので、小規模校のよさを生かした教育を教育委員会あるいは学校の先生方にしっかり取り組んでいただきますようお願いをしたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 統合の見直しと申しますか、取り下げと申しますか、それについてはある意味ではよかったかなと考えているところです。

今町長言われているとおり、私自身は、町長が言われたとおり、統合を進めるべきだというふうに考えておりますが、その辺の理由についてと、それから、そのやり方、手法については、9月議会の際に国神小学校に対してということと言ったとおり、5年、10年をスパンに考えてやっていかなければ、なかなかスムーズに行くことはできない。

それからもう一つは、たまたまけさ、町長と申しますか、町のほうから出て、いただいた資料、いわゆる総合戦略の部分にも、理想の子供数をかなえる町、これらについて、また地方の魅力についてということが書かれているのですが、皮肉を言うわけでも非難するわけでもありませんが、これの全く反対をいってしまったのが今回の三沢小学校の統合の唐突な提案だったかなというふうに感じた次第です。だから、町長が今回さらっと取り下げたのは、これのことかな、これも影響があったのかなというような気がしてしまうぐらい、これとのギャップと申しますか、違いが明らかである。

きょう傍聴に来ていただいている方々、三沢の方々の意見をいろいろ聞きますと、三沢はまだこれからなのだ、新しい人たちも入ってきているし、そういった中で唐突に三沢小学校がなくなるというのはすごい痛手なのだというふうに言う方が多いです。先ほどの意見の中にもありました。一方で、町長は9月、何と言っていました。国小のときに、国神小学校に一人でも多くの生徒をふやしたいのだと言ったではないですか。それがなぜ三沢では学校そのものをなくしてしまう、全く正反対の意見になってしまっているのか、本当にどうなってしまっているのかなと思えば、町長にしてみれば、例の、先ほどでも言いましたが、12年の答申というのがありました。あの答申というのは、本当に、どういう目的でということが、よくわからないのです。単純に地勢的に荒川を挟んで、荒川は、確かにそれは急流ではありますけれども、今は橋が3つもかかっています、それが大きな障害になるなんてとても考えられません。この際、国小まで含めた、いわゆる皆野の小学校、公立小学校統合問題検討委員会というのを再度立ち上げる必要があるのではないかと、これは三沢小だけに限らず、三沢小だけでも構いませんが、三沢小だけに限らず、そういったものをつくって、ある程度の時間でしっかりと、いろんな多方面の話、意見を聞いてやっていくほうがよりいい形で、また地方の力をそがないような形でできるのではないかと。今、三沢小学校を存続さ

せていくにも、問題は多数あります。遠距離通学の問題、それにおける安全の問題、そういった事柄が山積しているわけです。そういったものの一つの解決策として統合というものを考えられる。

先ほど来学力の面でということもちょっとありましたが、結果だけのことを言えば、学力の結果というのは、三沢小学校のほうが今皆野の小学校の中では一番上なのですね、現実的に。それは、教育委員会もよくご存じだと思います。ただ、逆に言いますと、そういったいい教育の方法を皆野小学校のようなところでもやっていきたいと、やっていただきたいという希望もあるわけです。それが少人数でなければできないのか、そうでないのかという部分も、これは課題になるかと思いますが、それは新教育長にいろいろと考えていただきたいという部分であります。

統合の問題に関しては、そういった課題、先ほど交通と言いましたが、通学の手段ということだけでなく、道の問題であるとか、通学の手段ということになれば、当然、町長の発言の裏にはバス通学、いわゆるスクールバスの関係というのも出てくる、出ておったと思うのですけれども、それらについても、どこまで送っていくのか、何本ぐらい必要なのかということも考えなければいけないし、先ほど前の常山議員の質問の中では公共交通というのが出ていましたが、公共交通との兼ね合いはどうか。現実、今、三沢においては西武バスが走っているわけですし、それとの兼ね合いはどうか、一般の人たちの足としてはどうか。そういったことまで考えると、本当に、いろいろな地域の力をそがないように、地域おこしまで含めたことを考えていかなければいけない。

今後の三沢小学校における方針というのは、先ほど来何度も町長が言われていることですが、それと同時に、三沢地区の道路、交通について、また含めたいろいろな意見を交換する場合、交換する部分、交換する会というのをつくったらいかがですか。そういうものをつくる気持ちはありませんか、お尋ねしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今、取り下げたということはこの議会で声明したばかりでございます。そんな関係もありまして、現状では平成12年に町に出された答申を重要視していきたいということであります。各小学校の今後については注視していきたいと、かように考えております。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） わかりました。

三沢小学校については一つの結論が出たというふうにも考えておりますので、それについてはこれ以上の追及というか、質問はしませんが、要望としまして、三沢小学校を含めた、または三沢小学校単独でも構いませんが、いわゆる公立小学校の統合問題に関する諮問をしてもらうか、または統合問題検討委員会の設立をしていただきまして、平成12年、先ほど来意見の中にもあったとおり、平成12年といったら15年前です。15年前の意見を、今さらのように後生大事に、今ごろになって出してきた、もう実態としては本当に、皆野の1学年の児童数が100人を切っている中で2校というのは余りにも現実離れしつつあるところですから、改めて、これは諮問の期間が、答申の期間がある程度長くなってもいいかと思うのです。多くの人たちの知恵を集めて検討していくような委員会を立ち上げていただきたい、それを要望したいと思います。

その中には、単純に言うのではなくて、通学の安全等を考えた、そこまで突っ込んだ諮問委員会にしていただきたい、それを要望するのが1つと、それからもう一つは、先ほど町長が言われたように、県道については町のほうからもいろいろな形で働きかけをされていくようですが、たまたま私も地元県議との、

岩崎県議とのつながりがありますので、それを後押しして、一緒になって、できるだけ早いぐあいに県道の整備ができるよう努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3点目、これは今の……

○議長（四方田 実議員） 申し上げますが、途中で。質問時間、5分前です。

○10番（林 豊議員） 5分前ですか。意外と早いですね。

それでは、3点目になりますが、では急ぎやります。土砂災害の危険地域についての指定、これは非常に大きな災害が昨年広島のほうであったからということだと思っておりますが、指定はしたけれども、対策はということを考えてどうなのかなというのですが、具体的に県のほうは何か指定以外にやってくれることはあるのですか。また、町は何か具体的に、今、先ほど、いわゆるマニュアルといいますか、そういったものをつくるというのはわかりましたが、いろんな手当てといいますか、いわゆる危険地域の、危険の部分の除去といいますか、対策の工事等の部分というのは考えている部分があるのでしょうか。ちょっと聞きたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 10番、林豊議員さんの再質問、土砂災害に係る危険箇所の対策工事についてお答え申し上げます。

土砂災害の発生におけるおそれのある危険な箇所を対策工事で安全な状態にしていくためには、膨大な費用と時間が必要となってきます。このために、土砂災害防止法でソフト対策事業を推進しようとするものでございます。

ただ、対策工事を全くしないというものではございませんで、平成27年度におきまして、皆野町内では、土砂災害防止のための事業として、金崎、桜ヶ谷地区の地すべり対策工事などで、おおむね秩父県土整備事務所で1億2,000万円の事業を当初行っております。また、町単独事業としましても、町管理の小規模河川の護岸工事などを毎年度施行しているところでございます。今後につきましても、県事業の土砂災害防止に係る地域住民の方のご要望などは速やかに県当局に伝達するとともに、事業が具体化してきた際には、事業用地確保のための連絡調整、協力など、安心して安全な快適な町づくりに寄与するように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） なかなか県のほうも、予算、お金のなものがありまして、町のほうも、いわゆる縄張りのなものもあって、なかなか手が出しにくいというようなこともあるようです。河川のいわゆる水の流れについての工事等は、できる限り、いろいろな形で要望が上がってくると思っておりますので、それをスムーズな形で、県に送るべきは送り、また町のほうで単独でできる部分については積極的にやれるようお願いをしておきたいと思っております。県のほうについては、先ほどと同様に、いろいろな形での働きかけは町とともにやっていきたいと考えておりますので、本当に土砂災害というのは即人命にかかわることが多くなるものですから、事があってからでは遅いので、いろいろな形で対策がとれていくべきであるし、いければいいなということを考えておりますので、町のほうも積極的によろしくお願いいたしますして、質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 次に、7番、新井康夫議員の質問を許します。

7番、新井康夫議員。

〔7番 新井康夫議員登壇〕

○7番（新井康夫議員） 7番、新井康夫です。一般質問通告書に従い、質問いたします。質問事項としては、三沢小学校の統合について、そして糖尿病の簡易検査の実施について、有害鳥獣の対策について、3つの質問事項となります。

まず、三沢小学校の統合について。これに関しましては、さきの町長、教育長の答弁で、統合の計画、これは撤回する、あるいは取り下げるという言葉で回答がありましたので、私の質問に関しましては、11月30日、一般質問ということの締め切りになりましたので、時間差、内容差がありますが、今までの流れを検証する意味も含めて質問をさせていただきます。

教育委員会から提示された皆野小、三沢小の統合に当たっての計画案、これでは初めに統合ありきの計画案となっています。文科省の手引では、以下のことが示されています。1つとして、保護者、住民の意見を反映した計画、もう一つとして、小規模校を残す選択肢も尊重、こうということが書かれております。

そのため、以下を質問します。意見交換会の結果の尊重と小規模校を残す選択肢も判断基準とすべきという質問をしたわけですが、これに関しましては、もう白紙撤回ということですので、改めてまたその中で議論させていただきたいと思っております。

次に、糖尿病の簡易検査実施について。当町と皆野病院の糖尿病予防に対する取り組みについては、全国的に高い評価を得ています。

以下を質問します。糖尿病リスクの早期発見と医療費抑制のため、薬局で糖尿病の簡易検査を実施すべきではないかと考えております。

次に、有害鳥獣の対策について。当町でも、有害鳥獣の被害が深刻化しています。

以下を質問します。6月定例会で、地元猟友会とよく協議、連携して効果的な対応を図りたいとの答弁でありましたが、対策は具体的に何か教えてください。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 7番、新井康夫議員さんの一般質問通告書の1、質問事項の1、意見交換会の結果の尊重と小規模校を残す選択肢も判断基準とすべきについてお答え申し上げます。

まず、意見交換会の結果の尊重についてお答え申し上げます。三沢小学校統合に向けて作成した計画案を含めた資料をもとに意見交換会を実施しました。11月4日に、あらかじめPTA役員の皆様と教育委員会の職員及び三沢小学校長で統合について意見の交換を行いました。

次に、11月23日に三沢小学校保護者の皆様と意見交換会を行いました。その後、12月7日に、皆野町区長会三沢支部の区長、副区長の皆様、そして三沢小学校後援会長、副会長の皆様と意見交換会を行いました。意見交換会におきましては、統合に対しては賛成意見はなく、多くの反対意見や質問が述べられました。

一方、平成27年1月27日に文部科学省から出された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、保護者や就学前の子供の保護者の声を重視すること、地域住民や学校支援組織と十分な

理解と協力を得ながら進めていくことが大切だとされています。これらのことから、保護者や地域住民の皆様との理解と協力が得られていない状況では統合することはできないと判断し、計画案の1月以降の計画を撤回させていただきます。今後とも、学校や地域との連携を保つ中、保護者や地域住民の声を聞き、引き続き今後の三沢小学校の教育を一層支援していきます。

次に、小規模校を残す選択も判断基準とすべきについてお答え申し上げます。まず、「皆野町立日野沢小学校の統合問題及び少子化による他の皆野町立各小学校の将来展望について」答申があります。これは、少子化が進む中、小学校統合の意義や望ましい小学校の統合、再編成について触れております。この答申は、引き続き尊重していきたいと考えます。

次に、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」があります。これは、学校の適正規模、適正配置や学校統合に関して留意すべき点のほか、小規模校を存続させる場合の教育の充実についても示されております。この手引も引き続き尊重していきたいと考えます。これらのことから、保護者や地域の皆様と合意形成を図りながら、答申を尊重して統合について考えていく上で、小規模校を残す選択も判断基準となると考えます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 7番、新井康夫議員さんから通告をいただきましたご質問のうち、2項目目の糖尿病の簡易検査実施についてお答えをいたします。

まず初めに、糖尿病の重症化予防に対する取り組みについて高い評価を得ているということに対しまして、担当課長として感謝を申し上げます。

ご質問の糖尿病の簡易検査実施につきましては、本年3月議会において新井議員から、埼玉県行田市が4月から市内の薬局において開始をいたしましたこの事業を具体的にご提案をいただいたところでございます。糖尿病は、初期段階においてはほとんど無症状であり、早期発見、早期治療はその後において糖尿病を原因とする病気に進まないためにも極めて重要であります。そうしたことから、この薬局での簡易検査は一つの切り口として極めて有効であると認識をしており、この間研究、検討を進めてまいりました。

しかしながら、まず検査機器の導入に対する町の公費補助、その後、町民が検査を受けた場合の1回500円程度の公費補助、これは行田市が行っている方式でございますが、これを導入実施するという結論に至っておりません。検討を進める中で、これを導入する場合には、町と薬局だけの問題とせず、薬剤師会、医師会、歯科医師会とは特によく調整をしてから始めたほうがよいとのご提言もいただいております。いわゆるこの三師会は、それぞれが秩父郡市1市4町で構成をしております。そういった関係もございまして、今現在まだ働きかけを行っておりません。当面は、皆野町は住民検診が無料でありますので、糖尿病検査のみならず、多くの検査項目がある住民検診を病院で受けていただくということを基本としながら、引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 村田晴保登壇〕

○産業観光課長（村田晴保） 7番、新井康夫議員さんの質問事項3の有害鳥獣の対策についてお答えいたします。

今後の対策といたしましては、主に駆除従事者の負担軽減と人員の確保が求められます。現在、北秩父猟友会所属の町内在住者を中心に構成される皆野町有害鳥獣駆除実施班に駆除を委託しております。駆除活動には多大な労力と時間を要することから、現行の駆除委託料の見直しをする必要があると考えます。また、鳥獣被害がさらに深刻化、広域化する現状を踏まえ、鳥獣に負けない地域を目指し、猟友会や農業関係者等との連携により新たな組織づくりを検討する必要があります。

具体策としては、鳥獣害防止特措法に基づく（仮称）皆野町鳥獣被害対策実施隊の設立が挙げられます。この実施隊とは、町の被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置など鳥獣被害対策の実践的活動を担う組織で、この実施隊の隊員は被害防止策に積極的に取り組むものとして、町長が指名する町職員や町長が任命する者をもって構成されます。任命に当たっては、町猟友会を初め町内外の関係者から幅広く協力を求めることで駆除従事者の人員確保が見込めます。実施隊員は町の非常勤となるため、報酬や公務災害補償が適用され、狩猟税の非課税や猟銃所持の許可更新時の技能講習の免除など負担軽減措置も適用されます。実施隊の設立は、以前から秩父圏域の共通した課題でもありますので、近隣の市、町ともよく協議をし、検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 再質問、いかがですか。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） まさに三沢小学校の統合について、これに関しまして、私も6月の議会で質問させていただきました。その中で、統合の説明会でも私の名前も出ているということですが、1つは私の質問した背景を述べさせていただきます。

これは、文科省から、教育委員会が小中学校の統合を検討する際の指針となる手引、これを60年ぶりに改訂したということが1つであります。小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校は、統廃合の適否を速やかに検討する必要があると明記されております。

それから、これは一つの事例ですが、金沢小学校と国神小学校との統合、金沢小学校の保護者や地域住民の方が統合を願っていたにもかかわらず、なかなか統合が進まない。聞くところによりますと、有力者の方々何名かが、統合はまだ早いということで、テーブルにのっかってこなかったというようなことがありました。そういうことを私もちょっと危惧した点がありまして、三沢小学校の統合についても検討すべきということを質問いたしました。

それから、町長もいろいろな会合で、三沢小は統合だよと言っておりました。これは、統合については、地域の住民、保護者の意見、この確認を行い、意向を反映する形ということを指導を受けておりますが、何となく話が先行してしまっていると。

そして、三沢地区の方から統合について質問してほしいと、そのような手紙をいただきました。私は、初めに統合ありきではなくて、やはり文科省の手引にもありますように、また多くの保護者の方が意見として持っているように、地域の方々の意見、保護者の意見、これを統合して最終判断をすべき、それで、統合にするのか、あるいは小規模校を残すのかということになります。

今回の統合計画案では、小規模校を残すという選択肢が計画案の中に入っていなかったわけです。これは、文科省の手引の中ではそのようなことがしっかりとうたわれております。なぜ小規模校を残すという選択肢を三沢小の保護者あるいは地域住民の方に提示できなかったのか、それをまずお聞きします。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 今回の計画案の中に小規模校を残すという選択肢が入っていなかった理由ですが、9月22日に着任して、平成29年4月1日を統合予定日とするという事務引き継ぎをいたしました。総合教育会議において、町長さんから平成29年4月1日統合予定とするというふうな発言があることがわかり、また6月議会、9月議会では統合推進の議論がなされていることがわかりました。

そのようなことを踏まえて、私としては、考え方と同時に計画案を策定して、まずは三沢小学校の保護者の方々からご意見を伺いたいというふうな流れで仕事を進めてまいりました。その内容が余りに性急だったため、大変ご心配をかけましたことに対しては心からおわび申し上げます。そういったいきさつで、小規模校を残す選択も入れられませんでした。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） この件に関しましては、今教育長のほうから町長のほうの考えというのが出ておりましたが、町長はなぜ、教育委員会ともよく打ち合わせ、それから文科省の手引、これをじっくり読み込んだ上で計画案を出さなかったのか、その辺はどのような考え方で進めてこられたのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 私は、児童数が減ってきて、本来の学習に支障があるだろうと、こういうことから、教育委員会には統合を進めてほしいという要望、要請をしたわけですから、小規模校を残すという考えはその時点ではありませんでした。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 統合を進めるという中には、当然、地域住民あるいは保護者の意見を聞いて、統合を進めるか、あるいは統合しないで小規模校として存続させるかと、この選択肢を与えないと、統合ということになりますと、地域住民、保護者、いたずらな混乱を招くということになります。今回がそのいい例であります。

まず最初に、意見交換会の場で、この計画案を示すのであったら、2つの選択肢、これを提示して、地域住民、保護者の意見をどちらに持っていくのか、それをしっかりと提示するべきであったと思いますし、意見交換会の場にこれを出さないで、意見交換会の意見を集約した上でどちらかに進めるという選択肢もあったと思います。いずれにしても、最初の段階での提示、これが間違っていたということになります。

そして、最終的には、混乱はしましたが、小規模校として残すという結論に至ったわけですので、それはそれで私も大変よかったですと思いますが、個人的な問題ではなく、学校という、地域を揺るがす、保護者を揺るがす大きな問題ですので、スタートの段階でのポタンのかけ違い、これは最後まで尾を引きますので、最初の段階での考え方の提示、その前の町長あるいは教育委員会との意見交換、これをしっかりした上で進めていただきたいと、そのように思いました。今後小規模校として残すわけですから、小規模校のまた抱える課題あるいはよさもあると思います。その辺をしっかりと確認して進めていただきたいと思います。

ただ、これで終わりということではなく、せっかくこのような議論をされましたので、それでは、三沢小学校は例えば20名前後を切ったら統合の話し合いをしましょと、PTAとか保護者とかということも一つの考え方ですし、その辺の条件づけというのもお互いに冷静な中で確認したほうがいいのかなど。そして、金沢小学校のように、保護者のほうからぜひ統合を進めてほしいと来るともあると思いますので、そういう形に備えることも必要だと思えます。ですから、ただこれで統合は全て終わりということではなく、

統合をする場合にはどういう条件下でどのような進め方をするか、これを検討しておく必要があるなど、そのように思います。三沢小については、もう結論が出ましたので、以上にしたいと思います。

次に、糖尿病の簡易検査実施について、このことですが、私も3月議会で質問させていただきました。そして、そのときの回答は、一応研究したいということが町側から言われました。研究した結果として、これはいつごろから研究したのかわかりませんが、機器の導入あるいは薬剤師、医師会、いろいろなところとの調整が必要だというようなことを言われていますが、これは研究するときに、例えば4月なら4月とか5月とか、その辺から研究したのでしょうか。それとも、私の質問が今回、11月30日に出て、それで慌ててこのようなことを調べて回答としたのか、どちらでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 慌ててはおりません。慌ててはおりませんが、新井議員から3月議会でご質問いただいたのを契機に、行田市が始めている、その後、どこか始めるところがあるだろうとか、そういったことについては調べておりました。今回ご質問いただくに当たって、例えば4月から行田市はどの程度の方が幾つぐらいの薬局において受けたかとか、そういった細かいことはこれを契機に確認をいたしました。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） それでは、具体的にお聞きいたします。

行田市では、薬局がこの簡易測定器、これを何件保持しているか。そして、4月から始めたわけですから、4月から11月末まで何人ぐらいがこの検査を受けたか。そして、検査を受けて、これは病院に行ったほうがいいですよと勧奨した人数、これはどのくらいでしょうか。お願いします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 他の市のことでありますので、最初のご質問のときに申し上げませんでした。ただいまご質問いただきましたので、確認をした内容についてお答えをさせていただきます。

行田市は、市内に11薬局あるそうでございます。そのうち、器械購入費用、これが1台当たり42万円するそうでございますが、それについて、公費で30万円、その設置する薬局の負担が10万円、薬剤師会が2万円補助をしたというようなお話を聞いております。それから、検査費用でございますが、1回1,000円、そのうち500円を個人負担、500円を公費負担で補助しているということでございます。

4月から10月までの人数が取りまとまっているということでお聞きをいたしました。270名の測定者があったと、そのうちいわゆる受診の対象にしたほうが良いという数値が出たのが約20%ぐらいあったということでございます。しかしながら、この20%の方々が実際に医療機関に受診をしたかどうかについては市のほうでまだ把握し切れていない状況である、その辺が課題なのだという見方をしているようでございます。薬局で出た数値を、薬剤師さんが、受診したほうが良いですよという指導にとどまっているという状況であろうと思います。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

これで最後で。3回目。

○7番（新井康夫議員） 3回目ですね。

私も、実は行田市へ行って確認してまいりました。それで、測定機器、ヘモグロビンA1cというもの、

これを実際に、私は行田市民ではありませんので、行田市以外の方は1,000円ということで、1,000円払って測定結果を持ってまいりました。それから、薬局の薬剤師さんに確認いたしました。11薬局ではなく、26薬局中12薬局、これが簡易検査を行っていると、1つふえているわけです。それから、検査開始、平成27年4月から11月まで、これは340人だそうです。270人は10月かな、そうしますと。それから、レベルが基準値より高い人、これは53人ということで、病院のほうへ検査に行くように勧奨したそうです。

そして、医師会の会長は、この取り組みに感謝しているということを行っているそうです。ですから、医師会がどうの、薬剤師会がどうの、そういうことを言っているとなかなか進みませんので、まずやれる薬局、受け入れてくれる病院、そういうところを探して、そこからスタートさせて、皆野町あるいは医師会、薬剤師会が秩父郡市全体にあるのだったら、そちらのほうへ、皆野町がそのようなよい事例として展開していくという考え方を持たないと、糖尿病の対策、これに関しては皆野病院がついていて、重症患者、これに関しましては皆野病院がしっかり対応してくれるということになります。ほかのところがおろそかになってはいけませんし、糖尿病というのは自覚症状なく症状が進んで、気がついたときにはどこか体を切らなくてはならないというようなことになる場合もありますし、合併症、これが大きな問題となってきます。そういうことを考えますと、ぜひ、足並みをそろえないと進められない。

それから、どうも私の考え方でいきますと、つい最近このような検討、回答がなされたというようなことも受けますので、逆に副町長に質問しますが、例えば皆野町で薬局でやりたい、病院がオーケーいたしますということになれば、行田市の場合は医師会の会長も喜んでということですので、ぜひ、テストケースというか、そういう形で進めて、それを大きく展開していくということをされたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） この件につきましては、先ほど健康福祉課長がおっしゃるとおりでございます。

ただ、趣旨、また目的は大変いいことだと思います。先ほど課長からも話がありましたとおり、秩父市ほか、1市4町で取り組む形ができれば大変ベター、ベストに近いものかなと思いますので、医師会あるいは薬剤師会、また歯科医師会等々の意向等をよく酌みまして、検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） この件に関しましては、質問はいたしません。要するに、先行事例をつくって、周りがついてくるような形、これをとっていかないとなかなか、医療費の削減とか、皆野町はいい医療あるいは保健体制をとっているということがわかりませんので、ぜひ前向きに進めていただきたいと、そのように思います。

行田市の場合は、薬局が26あって、12が簡易検査、機器を持っているということですが、皆野の場合は4件ですか、そういうことですので、そのうちの1件なら1件を先行事例としてテストケース、これとして、1年間あるいは2年間というものを使って調査したらどうかと、その上で判断ということをお願いしたいと思います。検査機器、50万円ぐらいですので、その中で幾ら補助するかと、例えば30万円にしても残り20万円ということになりますし、単独で買ってほしいというような薬局もあるようですから、補助金なしです。そのくらい前向きに捉えている薬局もありますので、ぜひそこは、私の言ったテストケースとしての簡易検査、これを来年度から実施してほしいと、そのように思います。

次に、有害鳥獣の対策について。これに関しましては、先ほど報告がありました。1つは、委託料のや

はり増額と、これがないと実際に対応をしようとしてもできないということがあります。それからもう一つは、鳥獣被害、実施隊ですか、それで実践活動を行うというような具体的な取り組みを示していただきましたので、来年度に向けてぜひこの取り組みを進めていっていただきたいと思います。

それで、皆野町の人口は、何もしなければこのままどんどん減ってしまいます。そして、皆野町の例えばイノシシは、これは何もしなければどんどんふえてしまいますので、何とかしていただきたいということで、しっかり対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 零時18分

再開 午後 1時17分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（四方田 実議員） 次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 12番、内海ですが、皆野町の9月の定例議会以後の9月19日、参議院本会議におきまして、自民、公明両党などの数の力によって憲法違反の安保関連法案が強行可決、成立しました。この安保関連法案に、多くの憲法学者や元最高裁長官、元内閣法制局長官も違憲と指摘しまして、6割の国民が反対、8割以上は法案説明が不十分、このような中での強行採決でありました。

そして、戦争法案とも言われる安保法制成立後も反対が賛成を大きく上回っていることに対しまして、安倍首相は説明責任を果たすどころか、時が経る中で法制の意味について国民的な理解が広がっていくものと確信していると、このような強気の発言をしていました。

しかし、反対の世論は大きく、また支持率低下が予想された中、安倍首相は10月7日に第3次安倍改造内閣を発足し、一億総活躍社会を掲げ、1つとして、希望を生み出す強い経済、GDP600兆円、2点目として、夢を紡ぐ子育て支援、出生率1.8、3点目として、安心につながる社会保障、介護離職ゼロなどのアベノミクス新「3本の矢」を打ち上げました。

しかし、憲法違反の安保関連法制への反対世論を抑えて来年夏の参議院選挙を有利に展開する、そのための実現不可能な国民だましの経済対策と言わざるを得ません。そのことは、今日までの「3本の矢」の一つでありました大胆な金融緩和によってつくり出されました急激な円安と株高状況、そして2012年4月からの法人税実効税率5%の引き下げ等の優遇策によって、資本金10億円以上の大企業の内部留保は2013年度からの2年間で約27兆円ふやし、累積の内部留保は300兆円に迫っております。

他方、勤労国民にとってふえたのは、円安による物価高や昨年4月からの消費税8%等による生活苦、また若者を初めとして非正規の労働者は2,000万人に迫り、その平均年収は169万円とワーキングプアの実

態にあります。そして、ことし9月の生活保護世帯数は162万9,598世帯と過去最多を更新し、その約50%が高齢者世帯、まさに年金だけでは生活できない高齢者の実態が明らかになっております。

こうした中、政府は、2017年4月の消費税10%引き上げ時に予定していた低年金受給者向けの給付金を前倒しして、来年夏の参議院選挙前にばらまくことを決定したようです。また、政府は、この間の地方における少子化、人口減少、そして地域経済の衰退等々、こうした現状を招いた要因には一切触れず、地方創生の名のもとに、各自治体に対し、今年度中に地方版の総合戦略策定を求めています。しかし、30年遅い政策と言われ、結果として全ての責任を地方自治体に転嫁するものと言わざるを得ません。

こうした地方を取り巻く厳しい現状にありますが、地域住民が望んでいるのは、地域に密着した生活基盤や環境の整備であり、日常生活や平和の安定であります。こうした中、通告に基づきまして、2項目についてお聞きいたします。

1項目の三沢小学校統合問題と教育行政についてであります。午前中からも他の議員からも質問等の中で、答弁はもういただいている、結論はわかっているのですが、重複する形になろうかと思っております。11月20日、三沢小学校を平成29年4月から皆野小学校に統合する計画案が突然保護者に示されました。そして、3日後の23日には保護者と教育委員会との意見交換会が開催され、また12月7日には三沢小学校後援会や区長会三沢支部役員の方々との意見交換会が持たれております。しかし、前段において保護者や地域住民の意向を把握せず、統合時期まで明記した計画案は、保護者や地域住民にとって寝耳に水であり、大きな問題となっております。

1点目ですが、最初にこの計画案を策定した目的と理由について町長にお伺いします。

12月10日には、保護者や後援会、三沢地区行政区長の連名による三沢小学校の存続を求める要望書が提出されております。私も以前から、三沢小学校のような、小規模のよさを生かし、児童一人一人の個性を伸ばし、ゆとりある行き届いた教育の推進を望んできた一人であります。少なくとも三沢小学校は、今後六、七年間、30人台の児童数が推測されています。また、最近では、三沢地区の空き家を買収し、有機農業を目指す子育て世帯の方が近々移住してくる予定にもなっております。また、既に1カ月前には、来年1年生になる世帯も横瀬から移住してきております。

地方創生が言われ、若者の移住の受け入れ態勢や地域の特性を生かした雇用の確保等々が議論されているさなかにあります。こうした中、自然環境に恵まれた田舎の小さな小学校は今後においても貴重な存在であります。このような中、保護者や地域の声も十分把握せず進めてきた三沢小学校の皆野小への統合計画は全面撤回し、保護者や地域の方々の意向を十分に取り入れ、三沢小学校の存続を明言すべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

2項目めの第5次総合振興計画についてであります。2016年度は、現在の第4次総合振興計画の最終年度となっております。こうしたことから、2016年度は次期10年間の第5次振興計画の策定年度になろうかと思っておりますが、これに対する基本的な考えについて、1点目ですが、第5次皆野町総合振興計画を策定する考えがあるのかどうか。

また、約10年前になろうかと思っております。第4次総合振興計画策定に当たっては、コンサルタント業者に委託することなく、当時の企画課の職員が主体となって、自前の総合振興計画骨子案を策定してきた経過があります。第5次の振興計画を策定することになると、来年度の大きな事業の一つになろうかと思っております。推進方法も含め、組織の見直しやキャパシティの強化等々について、考えがありましたらお聞きしたいと思っております。

とりあえず以上であります。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、内海議員さんの一般質問通告書に基づきお答えしますが、4名の方から同一の質問でございますので、こちらも重複いたしますけれども、ご理解をいただきたいと思っております。

1番、三沢小学校統合問題と教育行政についての質問の中の白紙撤回すべきと思うが、どう考えるかとお尋ねにお答えいたします。地域住民の声、議会における統合に対する議論等を踏まえて、三沢小学校の統合は合意を得ながら進めるべきと判断しました。統合予定日を平成29年4月1日とし、教育長に指示し、7月開催の総合教育会議において、平成29年4月1日を目途に三沢小学校を皆野小学校へ統合に向けて進める考えを示しました。

教育委員会において、三沢小学校にかかわりの深い保護者会、PTA役員、PTA後援会、地域を代表する区長会の皆様の意見を拝聴するため、意見交換会を設定しました。その検討資料として、統合の必要性、目的、メリット・デメリット、平成29年4月1日を統合予定日とした場合の具体的な考えと日程スケジュール案を記した検討資料を作成し、意見交換会を開催しました。11月4日にPTA役員と、その後、11月23日の保護者会、12月7日の区長会、PTA後援会の意見交換会においての意見は、平成29年4月1日統合は唐突過ぎる、白紙撤回すべきというような強い反対意見が大勢を占めました。まだ統合の機は熟していないと判断されますので、保護者会等の意見、要望を尊重し、平成29年4月1日統合とする計画案は取り下げいたします。したがって、三沢小学校統合に係る予算は計上しません。

今後におきましては、三沢小学校の小規模校のよさを大切にしながら教育を進める中で、教育環境が統合にふさわしい状況になり、あわせて保護者会等の関係者の合意形成ができましたときに皆野小学校への統合について検討し、進めてまいります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員さんから通告のありました第5次総合振興計画についてお答えをいたします。

平成19年4月に第4次皆野町総合振興計画「皆野 魅力アップ21」を策定し、平成28年度までの本町の目指すべき将来を「夢を育める安全で安心な快適なまちをめざして」と定めました。

この第4次皆野町総合振興計画は、2つの柱で構成されております。1つは、長期的な見地から平成28年度に向けての皆野町の将来像となるべき施策の大綱を定めた基本構想、2つ目は、基本構想に示す本町の将来像及び施策の大綱を実現するための考え方を各分野ごとに体系化を図り、具体的な施策の内容を定めた基本計画でございます。事業の実施に当たっては、基本計画に基づき、毎年度の予算編成や事務執行の指針となる実施計画を策定して取り組んでまいりました。

この第4次皆野町総合振興計画も、平成19年の策定から10年が経過する平成28年度末をもって終了することになります。地方自治法の一部改正により、市町村の基本構想に関する規定が条文から削除され、市町村の基本構想の策定義務は廃止されております。策定義務は廃止されましたが、第4次皆野町総合振興計画終了後の次期計画の策定についての基本的な考え方につきましては、第4次皆野町総合振興計画を引き継ぎ、皆野町の目指すべき将来像を定め、その将来像の実現に向け、総合的かつ計画的な行政運営の指

針を示す町の計画を策定し、町民の皆様が引き続き夢を育む、安全で安心な快適な生活を送ることができる町づくりを進めてまいりたいと考えております。

次期計画の作成方法でございますが、町の将来像ととるべき施策の大綱を定める基本構想、その基本構想の具体的な施策の内容を定める基本計画を職員が作成をし、印刷製本の部分については業者に委託したいと考えております。

組織の見直しにつきましては、今後の課題としてまいります。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 時間の配分もありますので、最初に第5次の総合振興計画についての再質問をさせていただきたいと思いますが、いずれにしても、第5次の振興計画については策定する方向だということであろうかと思えます。方法についても、10年前と同じような形で、職員が中心になって、骨子案といえますか、それをコンサルタントとかに頼まないでやるということだと思えますが、そういった答弁をいただきました。10年前は、たしかまだ企画課が存在しておったかと思えます。そういったことで、今は企画課がなくなって、総務課と統合になりまして、人的な面でも大変な状況にあらうかと思えます。

関連質問になるのですが、来年度の、来年度といいますが、平成28年の4月、新規採用の内定者は何人なのかお聞きしたいと思えます。

それと、新年度になってからの動きにならうかと思えますが、恐らくこれを1年間の中で策定を検討していくということになりますと、10年前もそうだったのですが、20人程度の総合振興計画の策定委員会、これが組織されておったかと思えます。10年前の第4次の総合振興計画の策定委員の中で一番若かったのが50代半ばの方でありました。きょうの執行部の行政報告の中でも、副町長のほうから、現在の総合戦略推進委員会のメンバー16人のうち、30代から40代の方が4名ですか、いるということが言われております。ぜひ、第5次の振興計画の策定委員を任命といいますが、する場合、公募という形も当然考えていただきたいと思えますが、今後10年間の町づくりの構想を検討するわけですから、ぜひ30代、40代の方の任命といいますが、選任を配慮していただきたいと思えますが、この点に対する町長のお考えをお聞きしたいというふうに思えます。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 十分検討させていただきたいと思っています。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 新採用職員の内定者についてご説明を申し上げます。

一般職5名、学芸員の資格を持った一般職1名、計6名でございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 一般の事務職、募集段階では5人ということでありまして、学芸員資格が1人、それと社会福祉士1人ということで、募集段階であったかと思えますが、社会福祉士についてはどのようなになっているのか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 該当者がおりません。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） いずれにしても、先ほども申し上げたのですが、第5次の総合振興計画、17年と同じように、職員といいますか、庁舎の中の自前といいますか、それで策定していくということですので、大変な労力といいますか、になるかと思えます。ぜひそういった点も加味していただきまして、組織の見直しなり、またはその部署の職員の増員等、これは要望させていただきたいというふうに思います。

また、町長のほうから、審議委員の関係につきましては十分検討していきたいということなのですが、ぜひ、以前、総合戦略の推進委員会のメンバーについても、常山議員のほうから長瀨町においては公募等の形もとっているということも言われております。ぜひ、その辺も含めて、審議委員の任命については十分検討していただきたいというふうに要望させていただきたいと思えます。

三沢小学校の統合問題と教育行政についてであります。午前中の答弁の中でも、経過等も町長のほうからも答弁されているのですが、一番のポイントはこの辺かなというふうに私も思いますので、この点について質問させていただきたいというふうに思います。三沢小学校は、平成29年の4月から皆野小学校への統合する期日まで示した理由、経過を含めてお聞きしたいというふうに思います。

というのは、町長が病気入院のために開催されましたことし6月9日の定例議会で、新井康夫議員、また林議員から三沢小学校の統合に関する一般質問が行われた経過があります。しかし、これに対する副町長、教育長の答弁は、具体的な統合期日については一言も触れられておりません。特に三沢小学校の統合について、いつごろを目途に考えているのかという新井康夫議員の質問に対して、当時の山口教育長は、まずはPTA役員、そしてPTA全体の意見、地域の意見、そして地域全体の意見と段階を追っていかないと、途中で收拾がつかなくなった地区もありましたので、計画的に進めていきたいと慎重な答弁をしていました。

しかし、これも町長も答弁の中で触れられているのですが、その後の7月23日に開催されました総合教育会議の中で石木戸町長は、三沢小学校の統合について、要旨、次のように提案をしております。三沢小学校の児童数も40人を割ってしまった。複式学級もある状況で、統合もやむを得ないと判断した。6月の定例議会には体調を崩して出席できなかったが、副町長と入院先で話し合い、統合はやむを得ないと判断した。

そこから問題なのですが、また、これも先ほど午前中の答弁でも触れられたかと思えますが、新年度になったところに教育長にも話した経過があったが、具体的にいつから統合しようかと決まっていなくて、私としては平成29年4月1日に皆野小学校に統合するように進めてほしいと教育長に申し上げた。

その後なのです。議会でもそのような答弁を副町長がしたわけですが、こういうふうに言っているのですけれども、副町長は平成29年の4月なんていうことを一言も言っていないのです。そんな関係から、三沢小学校の統合について教育委員の皆さんのご理解をいただきたいと、町長はこの総合教育会議の中で提案をしてきております。

また、この後なのです。この町長提案に対して、当時の山口教育長はこの総合教育会議の中で、要旨、次のような意見を述べています。最近、すんなりいかないのではないかという意見が出ています。特に低学年の保護者から、統合なんてとんでもないことだ、まだ30人もいないではないか、こんなよい学校は残したい、今のままで十分だという意見が最近聞こえています。すんなりいかない、説得期間がかかるという気がしています。このように、三沢在住の当時の教育委員会教育長が慎重な発言をしていたわけですが。こうした発言をされた事実について、町長はお認めになりますか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 定かではありませんけれども、教育長がそういうことを、記録に残っておるとすれば、言われたのかなと思っております。

しかし、どなたかの質問にもお答えしましたけれども、新年度が始まって間もなくのころ、教育長を町長室に呼んで、統合のことについて申し上げました。そのうちと言っていたのでは、いつまでたっても足を一歩も前に進めることができないからということで、私が29年の4月1日を目途に進めてほしいというお話し、なお、7月に行われた総合教育会議において具体的なやはり日程を申し上げたわけでございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） そういうことだと思うのですが、これは総合教育会議の会議録、そこから私は全て引用させていただいていますので、間違いありません。

いずれにしても、午前中の答弁の中で、町長としても早急過ぎたと、熟慮に欠けたということだと思いますが、そういったことをもって今回の統合に関する計画案については取り下げるということを行っているのですが、教育長は撤回ということで行われているのですが。今回の計画案については撤回ということでもありますので、これ以上私も質問する気はありませんが。

12月10日に出されました三沢地区の通学の安全並びに三沢小学校の存続を求める要望書、この中でも触れられているのですが、要望事項の2項、午前中も出されておりました、県道長玉線の広町から小学校までの整備を県に要望することということで、この問題につきましては、この間、私もこの議会の場で数度にわたって歩道を設置した道路改良ということで要望をさせていただいております。

平成16年だったと思うのですが、三沢小学校のPTA、後援会が中心になりまして、三沢地区の住民の1,300名弱の署名を、交通安全対策として道路整備ということで県のほうに陳情をしております。そういった、もうそれから約11年ですか、たとうとしているのですが、いずれにしても、昨年の段階で、町長も午前中触れられましたが、道路改良の基本ルート、これを、本当は昨年の段階で決まるわけだったのですけれども、まだことしははっきり決まっていなようです。そうなりますと、これを決めた後ということで、順調に進んだとしても、工事にかかれるのは数年後というような状況も予想されます。いずれにしても、できる限り早く基本ルートを決定していただく中で、一番危険な箇所、そういったところを、ルートが決まれば危険な箇所から手がつけられるわけですから、そういったことをぜひ県のほうへ強く、毎年上げてもらっていると思うのですが、よろしく願いしたいというふうに思います。

あわせて、今の状況でいきますと、道路改良といいますか、歩道の設置された道路というのは数年後に先送りになろうということはもう想定されるわけですので、この要望書の中にも触れられているのですが、統合する、しないにかかわらず、児童の通学時の安全対策をとることは町の責務だということまで触れられています。具体的に保護者の方からも、せめて上三沢地区の児童だけでもいいから、今の西武バスの定期バスを利用した通学が検討できないものか、ぜひその辺を実現化できるように要望してくれということも言われております。これらについて、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 要望の皆さん方の気持ちはよくわかります。理解はできますが、果たして可能なのかどうなのかというようなことにつきましては、十分検討をしていきたいと思っております。三沢小学校に限らないで登校してくる学校もあるわけでございまして、なかなか、これを三沢の上三沢だけにという

ことになりますと、やはりこれもまた公平性とかいろいろな問題もありますので、十分検討はしてみたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 統合の条件として、スクールバスとか足の確保とか、そういうことも言われているわけですから、当然にして、やっぱり児童の安全面を最優先にしたことで、今の西武バスを利用したような形での通学ですか、ぜひ早い時期に実現できるような形で検討をお願いしたいというふうに思います。

あと、教育長にお聞きしたいのですが、11月23日の保護者との意見交換会の資料で、統合の目的につきまして、一定の規模を確保し、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばす、このような目的が書かれておるのですが、一定の規模とは、また多様な考えとは、切磋琢磨するにはどのくらいの児童数が必要なのか。一般論ではなくて、具体的に示せるのであればお答えをいただきたい。

もう一点なのですが、三沢小の統合問題につきまして、9月下旬から就任された豊田新教育長であります。ただ、前任者の山口教育長からどのような引き継ぎですか、それがされていたか、私はわかりません。ただ、新教育長になりまして、こういった問題が出てきている中で、地域の保護者や、また地域の声、どの程度把握してきたのか、この点についてお聞きしたいと思います。

また、一般論としまして、児童数が少なくなると、競争という原理が働かないから、学力の低下につながっていく、このようなことで、競争心とか切磋琢磨とか、私はこういった言葉は好きではないのですが、発展していきまして、人間性や社会性など、人間形成にとってもマイナス面が強調されがちであります。しかし、小規模校から中学校になった生徒、特に、例えば三沢小学校から皆中に行った生徒が本当に学力なり人間形成において平均値より見劣りしているのかどうか、この点について、現状の皆野中学校における生徒も、検証結果とされているのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） ただいま何点かご質問いただきましたが、まず1点目の前教育長との事務引き継ぎの内容についてお答えします。

事務引き継ぎが、議会で同意が得られた後、行われまして、9月22日だったと思いますが、そのときに三沢小学校の統合問題があると、それで期日が平成29年の4月1日に統合をとということで推進してほしいというふうに事務引き継ぎが行われました。

それから、集団に関しては、はっきりとした数字はないと思うのですが、切磋琢磨できる集団と、私の考えを申し上げますと、3人以上が集団ではないかと考えております。ですので、2人だけだと流されてしまう、1人だと集団にならない、3人以上が集団、グループになるかなと思いますので、それ以上の人数は必要かと思っております。その中で切磋琢磨という言葉を使えるならば、切磋琢磨も行われるでしょうし、思いやりの人間関係も生まれるかなと私は思っております。

それから、学力については、出身校別の学力というデータは私の手元にはございませんし、そういう数値は出していないと思っておりますが、調べてみたいと思っております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。切磋琢磨できる人数なり、一定の規模といたしますか、教育長の答弁で本当に具体的によくわかりました。

ただ、今の三沢小学校を卒業して中学に行っている方、私は成績面とか云々は余り言いたくはありません。ただ、非常に、何をもって優秀かどうかというのはわかりませんが、優秀のようです。また、生徒会の役員も7人中5人が三沢小学校出身の方が担っている、そういった積極性というか、ある面では、小規模校、確かに同学年の児童数というのは少ないかわかりませんが、縦のつながり、非常につながりが強いです。5年生、6年生になると、やはり下の児童を面倒見るといって、その指導を、指導という言葉が適切かどうかはわかりませんが、やっぱり見本を示すと、そういった面で、非常に主体性といいますか、そういった面が発揮されているようです。そういったことが、中学校へ行ってからも生徒会の役員とかを担う、そういった要素にもなっているのかなというふうに思っております。

最後になりますが、午前中の豊田教育長からの林議員への答弁の中でも触れられたのですが、ことしの4月から教育委員会制度が大きく変わったと、それまでの教育委員会委員長と教育長が一本化されて、教育長は首長の任命となったわけです。首長が主宰する総合教育会議、これも設けられるようになりました。それが先ほど言われた、7月23日の皆野町における第1回の総合教育会議であったかというふうに思います。

この総合教育会議、年1回の開催で、あくまで協議の場であるというようなことが言われているのですが、首長が定めた教育目標に対して、その目標に沿った責務を果たさない教育委員は罷免できる、こういった内容に、非常に問題のある内容になっているかと思えます。そういったことが、首長の意向が強く出されることによって、教育委員会としての主体性、それが損なわれるということも危惧されております。前教育長、かなり慎重な対応をこの間とってきたというふうに思えます。そういったことも、今回、石木戸町長の意向が強く出されたこと、そのことが7月23日の会議で現実になってしまったのかなというふうに私は思っております。

首長ともなれば、決断する時期というのが必ず求められるわけですが、少なくとも教育委員会の中、また総合教育会議の中、慎重な意見なり、そういった意見もあったわけですから、そういったことを、無視まで言うと語弊があるかもしれないですが、いずれにしても、独断が専行しますと、やはり民主主義というのは危うくなります。

昨年の6月議会の中でも、この教育委員会制度改革につきまして私は取り上げております。その中で、運用面におきまして、教育行政の自主性なり、また政治的中立性が保たれることを強く町長に要請した経過があろうかと思えます。今回の計画案は取り下げるといって、撤回するということになりましたが、今後におきましても、ぜひ統合ありきで保護者の不安をあおることのないように、この間も私も3人ぐらいの保護者の方から、この三沢小学校の統合問題が出てから、子供たちが、三沢小学校はなくなってしまうというふうに不安な声が保護者に寄せられていると。小さい、本当に児童の胸を痛まされるようなことは絶対やってはいけないと思いますし、ぜひそうした保護者の不安なり住民の不安をあおることなく、例えば複式学級の解消に向けた支援策の強化、また充実にぜひ力を注いでいただきたい。そして、先ほども言いましたように、西武バス等を利用した通学方法も十分実現できるように検討をしていただきたい、このように要望をさせていただきたいと思えます。

最後になりますが、あしたで任期満了になるようですが、誰がということになりますね。大阪の橋下市長です。あの方があした任期満了になるようです。以前、この橋下市長が、目標の学力に達しない小中学生は留年させる、こういった方針を出しまして、問題化されたことがあろうかと思えます。恐らく教育長も認識されているかと思えますが、当時、これに対する小学校教諭の反論の投書が新聞に載っております。

た。ちょっと長くなりますが、引用させていただきたいというふうに思います。

子供は一人一人違う。優しい子、運動が得意な子、頑張りのある子、真面目に作業する子、それぞれにいろんなよさがある。私は担任になると、友達のよさを認め合い、互いの成長を一緒に喜び合えるクラスづくりに重きを置いている。そうすると、自然に助け合い、認め合い、励まし合い、そして喜びをともにする仲間となる。子供たちから学力よりも大切なことがたくさんあることを教えられると述べていました。

最後です。低学力というだけで留年させるといった大阪市の教育現場の未来は、荒れた学校、頭でっかちの子供、管理職に萎縮して詰め込み教育をする教師、そういう像しか浮かばない、このように締めくくっておりました。まさに人間性なり社会性を備えた人間形成にとって、教育の真髄を述べられた内容でもあったかと思えます。

財務省は、全国的な少子化の中で、教職員を今後9年間で3万7,000人の削減を打ち出しております。こうした動きは、地方にとってもますます雇用の場が少なくなり、人口減少にもつながり、地方創生に逆行する政策でもあります。教員を減らすのではなくて、ゆとりを持って行き届いた教育を推進するためにも、1学級40人制を20人以下にするとか、また複式学級制度、これを見直して、まさに実態に合った教員配置にするとか、そういったことをぜひ県を通じまして文科省等に要望する、そうした動きをつくっていただくことも申し上げまして、私の質問を終了したいと思えます。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたします。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



#### ◎日程の追加

○議長（四方田 実議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、町長提出議案の報告及び一括上程以下を順次日程に追加し、審議いただきたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、町長提出議案の報告及び一括上程以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（四方田 実議員） 追加日程第1、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第35号から議案第41号までの7件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第2、議案第35号 皆野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第35号 皆野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定による改正後の農業委員会等に関する法律の規定により、皆野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに関係条文の整理を行うため、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長に議案内容の説明を求めます。

産業観光課長。

〔産業観光課長 村田晴保登壇〕

○産業観光課長（村田晴保） 議案第35号 皆野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

初めに、改正後の農業委員会等に関する法律の規定により、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから市町村長が市町村議会の同意を得て任命をする方法に改正されました。また、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農業委員会に農地利用最適化推進委員を新設することとなり、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱することとされました。農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員は、農業者や農業者が組織する団体その他関係者から候補者の推薦と募集を行い、その中から選出すると規定されております。本条例可決後は、必要な事項について規則等で定め、順次進めてまいります。

2枚目の制定条例案をごらんください。第1条の農業委員の定数でございますが、改正法の委員の定数基準に基づき、上限が14人となります。よって、農業委員会の委員の定数を現行の15人から14人としたいというものです。

次に、第2条の農地利用最適化推進委員の定数でございますが、これも改正法の推進委員の定数基準に基づき、7人以下となります。よって、農地利用最適化推進委員の定数を5人としたいというものです。

次に、附則第1項では、施行日を平成28年4月1日と定めるものでございます。

附則第2項では、新たな本定数条例を定めることから、現行の定数条例を廃止するものでございます。

附則第3項では、今回の法改正に基づき、証人等の実費弁償に関する条例の関係条文の字句等の整理を行うものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第35号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 農業委員会にこのたび置かれる農地利用最適化推進委員という方の主な業務的なものはどのような感じのものであるのか。それは、お話を聞いてからでもいいのですけれども、農地が例えば遊休地になっていたりした場合、それが最適化というのは、農地に戻すのではない方向も提言できたりもするのでしょうか。その辺も含めてお願いします。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 1番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

農地利用最適化推進委員の役割でございます。農地利用最適化推進委員の役割としては、農地等の利用の最適化の推進といたしまして、地域における農地の確保と利用調整のための現場活動を行っていただくことが主な内容でございます。具体的には、遊休農地の発生防止と解消に向けた農地の利用状況調査や農地所有者等への利用意向確認を行い、農地の担い手の農地利用の集積、集約化に取り組んでいただくという内容でございます。

農地を農地以外にということについては、今後県の農業会議のほうに相談しながら進めることとなりますので、用途が変わるといことが発生するということもあり得るといふふうに判断しております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） まさにその辺の疑問が発生しているわけで、遊休農地的になっている時点でかなり、農地以外に使えたらなという感じが見てとれてきたりもするとき、その推進委員の人が、無理に農地化、集約とかの努力は発生するのですけれども、農地にしようと思えない方向にいったほうがいろいろベストの場合もあるのだけれども、そういうとき、そういう人たちはそのときは発言を控えるようにならざるを得ないのかなと思って、そうすると何のためにいるのだから。実際の事例が出たとき、今の話ですと相談しながらということなのでしょうけれども、その辺は、案件があると、産業観光課長がその辺もまたいろいろ相談を受けて、町長とも相談されるのでしょうかけれども、ベストな方向を見出していくので、しようがないのかなと思えます。何かありますか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） まさにしようがないのかなということになるのかと思うのですけれども。

というのが、平たん地であればまだ活用ということも考えられますけれども、山間地域の耕作放棄地というのはかなりのものがあります。これを耕作地にと最適化と言われても、なかなか耕作をする人がいないわけですから、これはこういうところで申し上げるのはどうかと思うのですけれども、状況によったら山林に変えていく、転用していくと、こういうことも私はやむを得ないのではないかと。

というのは、そのまま放置して、いわゆるドサという言葉は適当だかどうか分かりませんが、つるが繁茂したような、もうどうにも手のつけられないような状況になっているところも見受けられるわけですから、その所有者も、耕作をする、まさに放棄しているわけですから、そうしたところは山林に戻していくということが、むしろ国土のためにも治水のためにも、あるいは、そういうためにもよろしいのではないかなと思っておるところであります。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 大変有意義なご答弁をいただいたと思っています。山林に限らず、ベストの方向を見出して、ちゅうちょなく、うまくやっていく、それが活性化にまたつながるのではないかという考えを持って聞かせていただきました。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 現在の農業委員会定数条例を廃止して、35号で示されている条例に置きかえるということだというふうに思います。

現在の農業委員の定数が、公職選挙法に基づく公選による委員の定数が10人、農業協同組合及び農業共済組合が推薦した者各1人、議会が推薦した学識経験者3人ということで、合計15人の定数に今現在はなっているかと思えます。現在より1名削減して、また選出方法も大きく変わるといいますか、全て首長の任命ですか、による選出方法だというふうに聞いておりますが、この辺についてお聞きしたいと思います。

また、今小杉議員からも質問がされたのですが、農地利用最適化推進委員の定数が5人ということで組織されるようですが、この委員の選出についてはどういった方法を考えておるのか。

また、現在は月1回、農業委員会総会ということで、農業委員会といいますか、それが開催されると思いますが、農地利用最適化推進委員、この方はこの農業委員会総会に出席するのか、しないのか、どういったときにこの委員は活動というか、役割をするのか、この辺の農業委員会との関係につきましてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） お答えいたします。

まず初めの農業委員の選出方法でございます。農業委員の選出については、まず、推進委員もそうなのですが、農業者や農業者が組織する団体、その他、関係者の中から推薦をしていただいたり、またそういった箇所からの候補者となろうとする応募、募集をしまして、その中から農地等の利用の最適化に熱心に取り組んでいただける、識見を有する者というようなことを判定して、その中から町長が任命するという格好になります。

2番目の農地利用最適化推進委員の上限7から5人とする理由でございます。農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱するとき、推進委員の担当区域を定めることとされております。町農業委員会が推進委員の活動担当区域を5区域、皆野、国神、金沢、日野沢、三沢の5区域というふうに定めたことから、各区域に1人の配置で5人としたというものでございます。

3番目の推進委員が農業委員会の定例総会に出席できるのか否かについてですが、農地利用最適化推進委員は農業委員会の総会に出席して意見を述べることができるという規定がございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 最適化推進委員については、農業委員会に出席して、議決権はないけれども、意見は述べられるということで、各地区に、旧の町村ですか、地区に1人ずつということで5人にしたということで理解したのですが。

農業委員の場合、これも全て町長が任命するということなのですが、少なくとも地域によって農地の面積、広いところ、狭いところ等々ありますし、そういったことも加味しながら、現状の農業委員の、地域割りと言ったらおかしいですけども、定数といいますか、小選挙区ではないですけども、そんなような形で選んできた経過があらうと思いますが、その辺について、14人にするということでありまして。どういった形の選出方法も含めてお考えなのか。

○議長（四方田 実議員） 町長。



○2番（宮前 司議員） 農地の関係は、私も仕事で結構、農業委員会のほうに毎月数件出しているのですが、先ほど小杉議員も言われていましたけれども、現況主義というか、見た目で判断してくれば一番ありがたいのですが、秩父市の場合なんかでいきますと、26年度は山林にしたいと申請を出せば8割ぐらいは通っていたものが、ことし、秩父市は8月なのでありますが、10件ぐらい提出した中で1件しか山林で認めてもらえなかったです。農業委員会の解釈とすると、傾斜がまずなくては山林ではないというような、あと農地と接している場合には山林と認めない、だから、1件認めてくれたのは、現況が勾配もあり、山林がほとんどに接しているというようなことの解釈のようです。

それで、今、空き家バンクですとか、秩父から出てしまい、他県で住んでいる人が、土地を処分したい人が結構いるのですが、その中で、建物は買っても、家と土地は買えるわけですが、それに接している農地を実際に農地として使いたいの、3反歩以上耕作していなければ農業者と認めないので、売買ができないというような法律がありますので、その点、秩父市も鳥取とか島根のほうへ行って研究をするのですが、空き家に入ってきた人がたとえ100平米でも農地が買えるように進めてもらえればありがたいと思います。お願いします。

○議長（四方田 実議員） 質問ではないですね。

○2番（宮前 司議員） はい、一応。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第3、議案第36号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第36号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、徴収猶予制度の見直し、納付書等への法人番号の記

載の見直しに関する地方税法施行規則が改正されました。また、特定非営利活動法人を法人町民税の減免対象として明記する規定とするため、皆野町税条例等の一部を改正するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 豊田昭夫登壇〕

○税務課長（豊田昭夫） 議案第36号 皆野町税条例等の一部を改正する条例について、内容の説明を申し上げます。

なお、説明に当たりまして、根拠法律の改正による条例のずれ等で改正内容に影響のないものにつきましては説明を省略させていただくことがございますので、あらかじめご了承願います。

今回の皆野町税条例の改正の主なもの、第1条関係では、平成27年度税制改正による徴収猶予制度の見直し、町民税の減免規定において、特定非営利活動法人を減免対象として条例へ明確に規定するものです。

第2条関係では、本年9月30日に公布された地方税法施行規則の一部を改正する内容がございまして、納付書、納入書への法人番号の記載をしないことに改めるというものでございます。

初めに、1枚おめくりをいただきまして、改正条例本文をごらんいただきます。1ページの表題の後から第1条関係となります。

第8条から第12条までの徴収猶予制度につきましてご説明させていただきます。平成26年度の税制改正におきまして、納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納税を履行することを確保する観点から、国税徴収法の徴収猶予制度の見直しが行われました。国税の改正を踏まえ、平成27年度税制改正では、地方税法におきましても見直しが行われました。この際、地域の実情を踏まえ、猶予に関する担保基準などを条例で定める仕組みとなりました。

徴収猶予制度は、地方税法第15条で規定し、災害、病気、事業の休廃業など、また随時に課する賦課決定の徴収の遅延した場合に税を一時納付することができないときと認めた場合、申請に基づきまして納税猶予をする制度でございます。

上段の第8条第1項をごらんください。条例で定める方法は、財産の状況その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割として納付することができる方法とするものです。

第2項では、分割して納付する場合、各納期限ごとの納付金額を決定する、さらには分割の方法を規定してございます。

第3項では、決定した猶予内容の変更に関する事項、第4項では、猶予の認否の決定、申請者への通知に関する事項、第5項では、内容に変更があった場合の申請者への通知の規定でございます。

また、1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。上段、第9条第1項は申請者の記載事項、下段、第2項では添付する書類を規定してございます。

3ページをごらんください。上段、第3項では、随時に課する賦課決定の処分が遅滞した場合の申請書の記載事項を規定してございます。

その下、第4項では、猶予期間の延長、随時に課する賦課決定の処分の遅延した場合の添付書類を規定してございます。

第5項では、猶予期間の延長をする場合の申請書記載事項を規定し、第6項では、災害等による猶予の

場合に添付する書類を免除される場合があっても、常に添付する必要の書類を規定してございます。

第7項では、申請書記載事項、添付書類の訂正があった場合の訂正期間を20日とするものでございます。

下段、第10条では、職権による換価の猶予の手續を規定しております。滞納処分による財産の換価を猶予するもので、分割納付の方法など、第8条の規定を準用するものとなっております。

1枚おめくりいただきまして、4ページをごらんください。第11条は、新設をされました申請による換価の猶予の手續を規定してございます。

第1項で、申請できる期間を納期限から六月の期間以内とするものでございます。

第2項から第7項までは、猶予の方法、申請書記載事項、添付書類、猶予延長の申請書記載事項、記載事項の訂正期間等を規定してございます。

5ページをごらんください。上段、第12条は、担保を徴収する必要がある場合を規定してございます。現行では、地方税法の規定で50万円以下につきまして定めてございます。今回、猶予制度を使いやすくする観点から、100万円以下とする場合、猶予期間が3カ月以内の場合、担保を徴収することができない特別な事情がある場合と、国税の基準に準拠するものでございます。

同じく5ページ中段、第51条では町民税の免除を規定してございます。

改正条例の本文の次に新旧対照表を添付させてもらってございます。第1条関係の7ページをごらんいただきたいと思っております。第51条において、町民税の減免を規定しております。第51条第1項第5号として、「特定非営利活動法人」を追加するものでございます。特定非営利活動法人で収益事業を実施していないと判断される法人については、現行では「天災其の他特別の事情がある場合」を根拠としておりまして、毎年免除申請が定期的に提出されることから、減免対象として今回明記をするものでございます。

1枚おめくりいただき、8ページをごらんください。第2条関係の新旧対照表となります。地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、同日専決処分を行い、6月の定例会におきましてご承認をいただきました平成27年皆野町条例第12号でございます。この中で、番号法の改正により所要の規定の整備が行われました。こうした中、本年9月30日に地方税法施行規則の一部が改正され、公布されました。当初、納付書、納入書へ法人番号を記載することとしておりましたが、このたび記載しないということに改めるものでございます。

8ページ、皆野町税条例新旧対照表、右側の欄、現行の部分をごらんください。上段「第2条第3号」とあります部分は納付書、中段「同条第4号中」とあります部分は納入書を定義し、その記載事項において法人番号を記載するとの規定を整備してございます。今回、「第2条第3号中」から始まり、「改める。」までの下線で示された部分を削ることで、法人番号を記載しないということに改めるものでございます。

また、ここで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。」という規定を削除されることとなります。そのため、左欄、改正後の中段、第36条の2第8項から9ページの第149条第1号の改正規定に法人番号を定義する必要がございます。その関係で、今回規定の整備を行うものでございます。

また改正条例本文へお戻りいただきます。5ページをごらんいただきます。下段、附則、施行期日でございます。第1条関係の徴収猶予制度、町民税の減免規定は平成28年4月1日から施行し、第2条関係の法人番号の納付書等への記載につきましては公布の日から施行するというものでございます。

続きまして、6ページをまたごらんいただきます。徴収猶予の施行期日、平成28年4月1日前以降等の適用などをまとめました経過措置が第6ページとなります。

簡単でございますが、以上で議案第36号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第4、議案第37号 皆野町水と緑のふれあい館設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第37号 皆野町水と緑のふれあい館設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町水と緑のふれあい館の管理に関し、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長に議案内容の説明を求めます。

産業観光課長。

〔産業観光課長 村田晴保登壇〕

○産業観光課長（村田晴保） 議案第37号 皆野町水と緑のふれあい館設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

初めに、本条例案は、地方自治法の規定により、施設の効果的な管理運営を図ることを目的に、現行の条例を全部改正したいものでございます。本条例の全部改正は、条例の改正が広範囲にわたり、一部改正の方式では改正が複雑でわかりにくくなるため、全部改正の方式といたしました。現行の条例を末尾に参考として添付いたしました。

改正箇所について申し上げます。2枚目の制定条例案をごらんください。第3条は、管理を指定管理者に行わせる規定を追加するものです。

第4条は休館日、第5条は開館時間で、指定管理者が町長の承認を得て決定するものとしたものです。

2 ページをごらんください。中段の第9条は利用料金で、利用する者の納付義務の明文化と利用料金の上限額を別表のとおり定め、指定管理者が町長の承認を得て上限以内の利用料金を設定し、その利用料金は指定管理者の収入とするものでございます。

恐れ入りますが、4 ページをごらんください。第9条の利用料金の上限を定める別表でございます。現行の入館の中学生以上の料金500円を上限700円に、小学生300円を上限400円に、個室利用料金、3時間以内3,000円で超過料1時間につき1,000円を1時間当たり上限1,000円に改めるものでございます。

恐れ入りますが、2 ページにお戻りください。中段やや下、第10条は利用料金の減免で、指定管理者が特別の理由がある場合、町長の承認を得て利用料金の減額または免除ができる規定でございます。

第11条は利用料金の還付、第12条は指定管理者の指定の申請、第13条は指定管理者の指定基準を定めたものでございます。

第14条は、指定管理者を指定したとき、または指定を取り消したときは公告するとしたものでございます。

第15条は指定管理者の行う業務の範囲を、第16条は指定管理者の原状回復の義務で、指定期間が満了したとき、または指定を取り消したときは速やかに原状に回復するとしたものでございます。

第17条は、指定管理者は管理の一部を委託できるとしたものでございます。

次に、附則、4 ページ、第1項では施行日を平成28年4月1日と定め、附則第2項では、指定管理者の指定等、指定管理者に管理を行わせるまでの準備行為については、この条例の施行の日より前の公布の日から行うことができるとするものでございます。

以上、議案第37号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林です。

ふれあい館についての全部改正ということで、いろいろな面で、やっと改革といいますか、それが出てくるのかなと思って、いろいろ見せてもらったり、またいろんなところで話を聞いたりもしているのですが、単純に言えば、町で直接やっていたことを指定管理者という形で、ある意味、民間に任せてみるのかなというふうに考えておったのですが。町でやっても当初予算でマイナス計上するような事業ですから、よほどのグッドアイデアというか、工夫がなければ、民間企業が携わってやったとしても黒字というか、赤字でなくするのは難しいのではないかなと思っておるのですが。

町長がこれは指定管理者を指定するわけですがけれども、これはどのような考えがあるのか、具体的に考えがあるようでしたらば、ここでお聞きしておきたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 現状、町の指定管理者としてお願いしてあるのが、学童保育所の運営については明星保育園をお願いをしている、長生荘についてはシルバー人材センターをお願いをしていると、道の駅みななのについてはJAちちぶをお願いしているということでございまして、現状まだ確定をしているわけではございませんけれども、例えば長生荘等については、ふれあい館と似たような性質の施設でもあります。そんな関係と、やはり雇用というようなことを考えたり、あるいはまた多くの人に活用してもらいたいというようなことを考えたときに、お年寄りの生きがい対策というようなこと等も考えてみると、長生荘と似たような方式、あるいはまたそうした団体等が考えの中には浮かんでくるわけでございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 大体話が聞こえてきていますので、具体的に言ってしまいますと、何かシルバー人材センターを考えているというようなことを町長自身が某所で発言があったようで、またそのときの話によりますと、ある程度試算までやらせたと、その結果が余り芳しくなかったということまで聞こえています。

それから、もう一つ大きな問題かなと思われるのは、第15条、3ページ、第1項になりますが、「第2条に掲げる業務のうち、設備の維持及び修繕に関するもの以外」、ということは、この指定管理者は設備の維持及び修繕にはかかわらないということになります。つまり、これについては町のほうで面倒見ると。本当を言うと、これですと、今の部分とさほど変わらなくなるのではないかなと。これ以外の業務という部分であれば、そう大きな、人件費が主になりますので、それほど大きなマイナスにはならない、マイナスどころか、もしかするとプラスになるかもしれない。しかしながら、何といても、ふれあい館そのものがもう随分古くなっていくこともありまして、現状、先日もボイラーの故障等があると。そういった部分の設備を全部町で抱えてやらせるというのであれば、現状とさほど変わらないということになります。

大事なことは、やる、やらないということももちろんですけれども、このふれあい館をどういう位置づけで町が考えているかということなのです。一番最初の第1条の「町民の研修及び健康の保持増進を図るとともに都市」生活云々とありますけれども、そういった施設というのは、民間的に言えば、すぐその前にあるといたしますか、通っていかないといけない満願の湯というのが考えられます、あります。また、先ほど来出てきた長生荘というのがあります。あれについても同じような、先ほど同じようなという発言もあったとおり、全く同じような施設ではないかというふうに思われますし、地区的に見ても、そういう施設が、皆野町にはふれあい館と長生荘と2つあるわけですけれども、それが地区的にも偏っていると。これが例えば三沢にあるとか、いわゆる旧町内にあるとか、そういうように分散されているならいいのですが、何となく偏っている、大きな持ち出しも生じていた。

このような形で、人件費だけを外に任せて、表方、マイナスを解消するような体だけをするというのはすごく残念ですし、これをもって、とにかく立地的に非常に不利なところもありますから、町長においては、指定管理者にするに当たって、何か、ただ施設の維持のためにするというのではなくて、また雇用ということもいいますけれども、雇用といっても知れたものです。それを言うのであれば、何かもっと有効なことの中の一つとして取り上げていくのであれば賛成もできる部分ではありますが、そうではどうもなさそうなので、特に15条の1項についてのことを考えますと、何ら、さほど変わらないようにも思えます。その点について、町長、どういうふうに考えていますか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 10番、林議員さんの質問にお答えします。

15条の関係ということでございますが、指定管理者制度、これにつきましては、町の施設を町にかわって運営あるいは営業、管理等、代行するのだと、そういう制度でございます。運営を町に代行するということで、施設設備は町の資産と申しますか、施設そのものでございます。町有財産ということで、当然、それにかかわる管理経費、修繕なりなんりの経費は町が負担するという制度でございます。指定管理者制度そのものがそういうことでございます。そのような形にのっとった形でやりたいということでござい

ます。

それと、先ほど町長が申し上げたとおりでございまして、まだ確定したわけではございませんが、でき得れば、今1万300人のうち3分の1以上が高齢者でございまして、シルバー人材センターにおきましても、200人を大きく超える方が登録して、働く場ということで求めているわけでありまして。そういうことから、シルバー人材センターにおいて働く場所の確保ということ、そして働く人の生きがい、また健康保持とかを含めて進めていきたいと。また、そこに来る町内外の方も比較的高齢者が多いわけでございます。その人のやはり憩いの場、また高齢者の生きがい対策と、またコミュニティーの場というようなことで、もろもろの幅広い総合的な効果が期待されると思うわけでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 趣旨はわかっているつもりです。ですが、他町のことを言えば、小鹿野町においては早々にやめています。それがいいか悪いかというのは別問題として、そういう例もあります。

もちろん、やってもらうことについて、ある施設だから何とか利用していく、またその地域の活性化にもなる、雇用にもなる、いろんないい点もあります。だけれども、今までの実績がその逆だったことも事実。ですから、これからは、明朗会計ではありませんけれども、しっかりやってもらって、また、要するに運用面の中の、どうしてもこれはやっていけないよとか、それから町として大きな修繕費が必要だというようなことが出てくるようなことがあれば、やはり町長には大きな決断を考えていただかなければいけないのではないかな。

正直なことを言いますと、こういう施設は旧町にも欲しいです、むしろ。人は多いし、あそこまで行くのは大変ですから。だけれども、残してもらえるのであるならば、わざわざ行く人も少なからずいるとは思いますが。だから、残してもらうことは悪いことではないですけども、今までのようなことのないようにきっちりやる、黒字を出せとは言いませんけれども、余り大きな持ち出しのないように、その辺は町としてもしっかりやっていってもらいたいなということもあります。そんなことを条件にして、私自身はこの案には反対する気はありませんが、よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 私は先日、町長と話したときに、あそのふれあい館のボイラーが大変、壊れていて、早く修理をしてくれという町民の方からの意見を町長にもお話して、今度の、これから成立するかもしれませんが、補正で計上していただいて、本当に町の人も喜んでおりました。本当に、毎日毎日ではないけれども、回数券を買って、楽しみにふれあい館に通っているのだよと言う方の話です。そして、聞くところによると、よそのほうの地域からも、あのふれあい館を残してほしい、そういう意見が、陳情があったということも町長から伺いました。

そういう面で、今度、指定管理者というのが本当にいいのかなというのは私もちょっと疑問があるのですけれども、残していただいたということでよかったですと思いますが、1つだけ、ちょっと疑問というか、9条の料金なのです。料金を500円から700円に、子供は300円から400円にするということで、大変、これはまたいかがかなと、200円も値上げして人がふえるのかなと、そういうことは心配されました。ほかの人から聞きましたら、経営的にどうなのかなと、料金を高くして利用者が減ってしまうのか、それとも今のままの料金で利用者をふやせるのか、その辺の経営的なことで、やっぱり私は後者の、後のほうの、今

までの料金で利用者をふやしていく、今のままの500円で利用者をふやしていく、ぜひそのようにやっていけたらと思うのですが、どうですか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 私から答弁いたします。

利用料金の関係でございますが、先ほど担当課長から説明がありましたとおり、これは上限でございます、700円ということで。ちなみに、民間の近隣の温泉施設、平日で800円、土日で1,000円か何か、時間制限があるということで、そういうこともありますので、そういう、ある意味で民間圧迫という面も余りうまくないなということもあります。また、今後消費税関係もありますので、700円を上限にということで設定して、一気に700円に上げるという意味ではございません。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） でも、その次の3番に「利用料金は、指定管理者の収入とする。」ということが書いてありますよね。ということは、やはり私だったら、そこをやるとしたらやっぱり700円にします。そういう面では、料金が全部自分のものに入るのだから。そういう面で、もし指定管理者が決まったとしたら、これは上限だよと、さっき声も聞こえましたけれども、本当に、上限なのだけれども、やはり、ぜひ今までどおりの金額でやってほしいということを町のほうからも言っていただけたらと私は思います。

やっぱり安い料金で、その人が言っていたのです。やっぱり、自分はある程度のお金があるから、回数券を買って行っているのだけれども、本当に大変で困っている人も、お風呂に入りに来たいという方には、俺はその回数券を上げているのだよということも言っているのです。いろんな人が利用します。利用しやすい、そういう施設にして、残していただきたいと思いますので、ぜひくぎを刺しておいていただけたらと思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 以前、この温泉というか、ふれあい館のことだったか、長生荘だったか、温水プールだったか、いずれにしても、そうした施設に関する事なのですから、やはり人が気持ちよく入ってもらうにはそれなりの温度、水温を上げなければと、こういうことです。ですから、1人入っても、例えば40度に設定するのだとすれば、1人でも40度、5人入っても40度、ですから、私は上げるばかりがいいとは思っておりません。安くて多くの人に活用してもらえば、それは収入として入るわけですから、そのことについては、これから受けていただく指定管理者とその辺はよく相談をして、多くの人に入ってもらえるような方法を考えていければと思っております。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） よろしく願いいたします。

そしてまた、今まで聞いてみると、利用者もふえていると聞いているのですね、あそこのふれあい館が。そういう面で、ぜひよろしく願います。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 指定管理者の指定につきましては、条例13条の3項等から、また具体的に副町長のほうからシルバー人材センターというような名称も出ていますので、大体指定したいところが想定でき

るのですが、いずれにしても、この条例が可決されますと、28年の4月1日からそこに指定管理で任せるということになるかと思えます。

ただ、今現在、再任用の職員がおるかと思えます。その方の処遇と、また臨時職員も何名かいらっしゃると思えます。その人の雇用についてはどのように考えているのか、これが1点。

また、第17条で「指定管理者は、ふれあい館の管理の一部を」また「委託することができる。」ということが載っているのですが、指定管理者がまた他の方に委託する、具体的にどういったことが考えられるのか。例えば食堂部門をまた委託するのかとか、その辺を具体的にお答えいただきたいというふうに思えます。

それと、提案の理由として、施設の効果的な管理運営を図るということなのですが、たしか、私の記憶に間違いなければ、このふれあい館が開設された当時、まだ皆野町振興開発株式会社という第三セクターの組織があったかと思えます。そこに町が委託しまして、振興開発株式会社から毎月30万円、年間で360万円を受託料という形で町がいただいていた、そういうシステムだったというふうに私は認識しているのですが、そういった時期もあったわけなのですが。今後におきまして、管理運営費といいますか、利用料金は全て指定管理者の収入となるということなのですが、先ほど副町長なんかも言われました、指定管理者制度というのは、町の施設を指定管理者に貸して、町にかわって営業、管理をすると、そういう制度だというふうに言われました。ということになりますと、この経費部分、温泉水を含めた、水道水なり電気料なり光熱料、こういった経費については指定管理者が賄うのかどうか、これがもう一つです。

それと、長生荘の指定管理もシルバー人材センターに委ねているということになりますと、それと同じ方式ということになりますと、たしか、老人福祉センター長生荘、これに管理運営委託料という形で、今年度の当初予算で510万円、委託料を払っているわけです。ということになりますと、長生荘と同じ運営ということを考えますと、指定管理者に全て利用料金の収入は入れると、なおかつ経費については町が負担すると、加えて何がしかの管理委託料を払うのか、この点。

それと、関連しまして、水と緑のふれあい館の運営協議会というのが規則であろうかと思えます。それで、現状この運営協議会はどうなっているか、また指定管理者に委ねた場合、この運営協議会についてはどうするのか。

何点かにわかりましたが、よろしくをお願いします。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 内海議員さんの質問にお答えします。

今現在、雇用、勤務している臨時職員等の方は4月以降どうするのだということですが、指定管理者が確定し、またした場合、本人の希望によってそちらのほうに移行するというように考えております。

それとあと、経費の関係ですが、いろんなタイプがございまして、今回は全部、入館料、いわゆる入は指定管理者において歳入になるということで、建物、施設設備については町負担、そのほか、いろいろ細々ありますが、基本的には指定管理者負担でございまして、そのいろいろな負担区分、区分けについては、これから指定管理者が確定し次第、協議、協定していくということになると思えます。

ふれあい館の運営につきましては、指定管理者において営業努力をいただいて、採算の出た運営、これが基本ということですが、そういうことで、町のほうについては、振興開発株式会社のような形で町のほうに納めるものは考えてございません。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 2点目に出ました第17条の「指定管理者は、ふれあい館の管理の一部を委託することができる。」の内容でございます。

これについては、今想定しているのは、施設や設備の維持に係る一部委託ということで、例えば警備委託料とか浄化槽の保守の委託料というような委託料部分を想定しております。なお、食堂業務とかの対応ということについては、そういったことが発生する前に協議して決定していくというふうになろうかと考えております。

あと、3番目に出ました振興開発株式会社との、当時、振興開発株式会社から町へ施設の使用料として月額30万円の納付があった、この内容についてちょっと調べましたので、申し上げさせていただきますが、当初契約は平成6年の12月1日で、使用料の納入は月額30万円の契約で、平成7年度までは規定により全額免除となっております。平成8年度は半額免除により年間180万円、平成9年度は一部免除により年間240万円でした。平成10年度以降は、満額の各年360万円を納入していた経緯がございます。平成16年度は、6月30日に契約解除となったため、3カ月分の90万円が町に使用料として納入がなされました。管理委託が終了し、平成16年7月1日から町管理となったということでございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 今の再任用の職員なり、また臨時職員については、本人の意向があれば継続して、その場所ということだと思いますが。そうなりますと、全ての方が60歳以上で、シルバー人材センターに登録できる年齢だというふうに判断してよろしいのかどうか。

それと、シルバー人材センターに指定管理を任せるのはいいのですが、シルバー人材センターというのは雇用関係がない組織でして、最低賃金が適用にならない組織なのですね、それはもうご存じかと思いますが。そういったことで、悪く言えば本当に派遣労働といえますか、そういったことが、最低賃金が守れないことのないような形できちんと指導していただきたいというふうに、これは要望させていただきたいというふうに思います。

それと、すぐくまだこれから協議する面があるみたいなのですが、今考えていらっしゃる、運営費、温泉水なり水道水なり電気料なり、そういった経費、これはどこで負担するのか。また、長生荘と同じような形で運営ということになりますと、別にまた管理運営委託料ということ逆を町のほうから払っているわけですね、シルバー人材センターのほうに。そうですよね、間違いありませんよね。そういう形を考えているのかどうか。全て、だから、営業収入もシルバー、また運営の管理費も町負担、加えて業務委託料も町で出していると、そういう形を考えているのかどうか。

というのは、長生荘と同じような運営方法を考えていると町長のほうからも先ほど答弁されているかと思しますので、その辺、まだ詰めていないのかどうか。何か、だから、本当に、運営ではないのですよね、運営を任せているのではないのですよね。その辺はどうなのですか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） これにつきましては、原則としてと申しますか、指定管理者がその営業努力によって原則として採算をとるのだというのが大前提でございます。ただ、こういう公の施設でありますので、全く、やむなくと申しますか、無理、この分はどうしても町、公で持たなくてはまずいかなと、また持てる説明をするというものについては持つ場合もあるということで、そこまで今のところ具体的にまだ詰め

ていないということですが、いずれにいたしましても、長生荘のような形で、決まった後、あるいは1人当たり幾ら、町が負担しますという形はとりません。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員、3回目。

○12番（内海勝男議員） いずれにしましても、なかなか施設の効果的な管理運営ということは、極端にやっぱり利用客とか、そういうのが多くなならない限り、今までも林議員がいつも決算のときに質問等でやっていますが、もう見えていますよね、これを指定管理者に任せたとしても。そうなった場合、では指定管理はもう返上しますよといった場合、どうするかというのは次の問題になってくると思うのですが。それがやっぱり、町としての今後の施設を運営していくという面でのきちんとした、やっぱり考えを持っておく必要があると思いますし、また、もう恐らく長生荘と同じような、委託料を含めて、町負担を運営費も含めて持たざるを得ないと思うのです。そうなりますと、本当に、だから、人件費の部分だけが若干マイナスになるかなという程度ではないのかなと私は思っています。

いずれにしましても、食堂部門等については、今のところはもう継続ということは考えていないということで理解してよろしいわけですね。ということは、だから、今まで、現在よりはやっぱり営業部分についても縮小ということですよ。その辺について、もう一度、副町長。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 何かもう指定管理者が決まったような形になりましたが、まだ未定でございますが、今現在考えているのは、食堂部門は廃止して、持ち込み自由、飲み食い自由ということでどうかということ考えております。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 議論を聞かせていただいて、感じたところも言わせていただきます。

収入はこれから入ってこない、あの建物からは入ってこない、それで水道光熱費は町が負担するかもしれない、それで修繕費は町が負担する。そうすると、はっきりはおっしゃらなかったわけなのでしょうけれども、シルバー人材センターのようなところにしか逆に頼めないのではないのかなという感想もあるわけで。いずれにしても、そのような状況を考えて、財政的なものを考えると、今より収入が入ってこないというところを考えると、財政が改善するのかなというところの不安があるけれども、その辺の試算みたいなものはされたのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） お尋ねの回答になるかわかりませんが、ここ幾年か、町の職員を1人配属し、また町職員も時間外勤務等、またその他臨時職員という形でやっておりました。そういうことでいろいろやっていますが、実質約1,000万円前後の差し引き赤字と申しますか、不足が出ております。その多くは職員の人件費、常勤職員、今では五、六百万円、1,000万円、半分以上がそういうことになっています。そういうところを、できれば高齢者の雇用という形に置きかえて運営できればということも考えの一つにはありました。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうすると、そのような見通しのもと、今回このような方法でやられていくということなのでしょうけれども。それは、だから、財政負担の軽減がやはり望まれるわけなので、水道光熱

費あたりは管理者にぜひお願いしてもらって、もうはっきりそのように書かれていてもいいのではないかなど、そのあたりに関しては思うわけなのですけれども。そのような方向でいった場合、財政負担の軽減につながることを、はっきりではないにしろ、目指していただかなくてはいけないのかなと思って発言いたします。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時44分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第5、議案第38号 皆野・長瀬上下水道組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第38号 皆野・長瀬上下水道組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野・長瀬上下水道組合の共同処理する事務のうち、水道事業に関する事務を廃止するとともに同組合の規約を変更することについて地方自治法の規定により協議したいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第38号 皆野・長瀬上下水道組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について説明をいたします。

平成27年3月30日、秩父圏域内の4水道組合を統合する覚書が締結され、平成28年4月1日から統合後の水道事業を秩父広域市町村圏組合に移管することになりました。このことから、皆野・長瀬上下水道組合の共同処理する事務のうち、水道事業に関する事務を廃止するとともに同組合の規約を変更するものでございます。

1枚めくっていただき、2枚目をごらんください。規約を変更する箇所でございますが、上段から5行目の規約の題名を「皆野・長瀬下水道組合」に改めます。

次に、第1条中の名称の変更で、「皆野・長瀬上下水道組合」を「皆野・長瀬下水道組合」に改めます。

次に、第3条中の組合が共同処理する事務の変更で、第3号、水道事業を削り、第4号を第3号とします。

次に、第4条中の組合の事務所の所在の変更で、「皆野町大字皆野283番地」を「長瀬町大字中野上234番地1」に改めます。

次に、第10条第3項中の職務権限の変更で、企業管理者の職務権限から水道事業を削ります。

次に、第14条第2項中の組合が負担する経費の変更で、第5号、水道事業に係る経費を削り、第6号を第5号とするものでございます。

附則第1項で、この規約の施行期日を平成28年4月1日とし、第2項で、現行の皆野・長瀬上下水道組合の水道事業に関する事務は秩父広域市町村圏組合が承継すると定めるものでございます。

以上、議案第38号の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 今度、水道事業に関する業務を皆野・長瀬上下水道組合が廃止するわけですから、町民に対する部署、町民の苦情とかいろいろな質問とか、そういう町民に対する部署というのは、この役場の中ではどこが対応することになるのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 当分の間、現在の上下水道組合の事務所、ここについては、皆野出張所、名称はどうかわかりませんが、そのような形で、当分の間はあそこに事務所がありますし、常駐する職員もおるわけでございます。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） わかりました。やはり、いろいろな相談事ではないですけども、水道料金のこととかいろいろありますので、ぜひ町民に不都合のないように、ではその、大浜にある、あその今までの水道組合のところに問い合わせとか相談とか、そういうことをして、そこへ行けばいいということですね。わかりました。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 平成28年4月1日から、現在の上下水道関係の職員については、身分的には広域市

町村圏組合の職員になるということで理解してよろしいのか。

それと、現在、上水道にかかわる職員、何人ぐらいおるのか。先ほど常山議員の質問で町長のほうが答弁されていますので、基本的に当面は広域の職員になったとしても、勤務地は現在の事務所、皆野で言えば大浜の事務所になろうかと思うのですが、そういったことで理解してよろしいのかどうか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 現在の水道にかかわっている職員9名が派遣になります。それで、28年度中については、派遣先で給料等については見てもらうわけですが、職員の身分は派遣ということです。それで、29年度以降、協議して、広域市町村圏組合の職員になっていくということになろうかと思っております。そしてまた、皆野の出張所というか、そこにどれだけの職員がということについても、これも統合後に9名全てがということはありませんので、3名とか4名とかということになるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第6、議案第39号 皆野・長瀬上下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第39号 皆野・長瀬上下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野・長瀬上下水道組合の共同処理する事務のうち水道事業に関する事務を廃止することに伴い、同組合の財産を処分することについて地方自治法の規定により協議したいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第39号 皆野・長瀬上下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について説明をいたします。

1枚めくっていただき、2枚目をごらんください。先ほどの議案38号と関連する議案でございます。平成28年4月1日から、皆野・長瀬上下水道組合の共同処理する事務のうち水道事業に関する事務を秩父広域市町村圏組合が承継することになりました。このことから、平成28年3月31日における皆野・長瀬上下水道組合の水道事業会計に属する全ての財産を平成28年4月1日に秩父広域市町村圏組合に帰属させると定めるものでございます。

以上、議案第39号の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 全て来年の4月1日に広域市町村圏組合に財産を帰属させるということでありますので、当然にして、負債部門であります、水道関係の約8億円ぐらいの起債残高があるかと思うのですが、これについても広域市町村圏組合のほうに帰属させるということによろしいのかどうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員の質問にお答えをいたします。

先ほどご説明申し上げましたとおり、28年3月31日における水道会計に属する全ての財産のうちには、事業を行うに当たりまして借り入れました企業債、これも含まれております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第7、議案第40号 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第40号 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,049万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億890万9,000円とするものです。

歳入では、主なものとして、緊急雇用創出基金県補助金の減、土地売払収入の増、財政調整基金繰入金の追加を計上いたしました。

歳出では、主なものとして、公共施設等総合管理計画策定業務委託料の皆減、緊急雇用創出基金事業委託料の減のほか、子育て世帯定住促進奨励補助金の増、水と緑のふれあい館ボイラー等更新工事費の追加を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第3号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

2ページから4ページまでが、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

5ページをお開きください。5ページ、第2表、継続費補正でございます。当初の公共施設等総合管理計画策定に固定資産台帳整備事業を加えるものでございます。国からの要請に基づく新地方公会計制度に係る固定資産台帳整備については、当町では平成28年度の実施を予定しておりましたが、その作業内容において公共施設等総合管理計画策定と重複する部分が多いことから、一体的に実施することで経費削減を図ろうとするものでございます。固定資産台帳整備費として300万円を追加し、総額を1,212万4,000円としております。また、年割額につきましては、事業費の総額を平成28年度の支出とする変更を行っております。

水色の仕切りから、次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明でございます。3ページをお開きください。2、歳入の最上段、款12分担金及び負担金、項1負担金、目4教育費負担金59万6,000円の増は、児童生徒数が当初の見込みを上回ったことなどに伴う学校給食費保護者負担金の増によるものでございます。

次の款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金75万円の増は、障害者自立支援医療費負担金の増に伴う国負担分の増でございます。

次の項2国庫補助金、目7総務費国庫補助金9万1,000円の増は、選挙人名簿システム改修費国庫補助金の追加によるものでございます。選挙権年齢引き下げに係るシステム改修費への補助で、補助率は2分の1でございます。

次の款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金37万5,000円の増は、障害者自立支援医療費負担金の増に伴う県負担分の増でございます。

次の項2県補助金、目2民生費県補助金、乳幼児医療費支給事業県補助金16万2,000円の増は、充当事業であるこどもの医療費の増に伴うものでございます。

その下、目4農林水産業費県補助金16万5,000円の減は、農地・水・環境保全向上対策事業費県補助金の減によるものでございます。補助対象農地面積が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

その下、目6労働費県補助金、緊急雇用創出基金県補助金442万9,000円の減は、事業費の減に伴うものでございます。

4ページに移ります。4ページ最上段、項3県委託金、目1総務費県委託金246万5,000円の増は、個人県民税徴収取扱県委託金の増によるものでございます。

次の款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入418万4,000円の増は、赤道と水路の払い下げに伴う土地売払収入の増によるものでございます。

次の款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金10万円の増及び目2教育費寄附金10万円の増は、いずれもふるさと納税によるものでございます。

最下段、款18繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金626万6,000円の追加は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。5ページをごらんください。5ページ、各費目の中で報酬、手当の補正がございますが、これは主に職員の異動、農業委員会委員の公選制廃止に伴う選挙費の皆減によるものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費、節18備品購入費25万8,000円の増は、地域包括支援センターの長生荘への移転に伴い、必要となるファイリングキャビネット購入費の追加によるものでございます。

次に、目4財産管理費、節13委託料473万3,000円の減は、主に継続費補正でご説明申し上げました公共施設等総合管理計画策定業務委託料の皆減によるものでございます。

その下、目7企画費、節19負担金、補助及び交付金500万円の増は、子育て世帯定住促進奨励補助金の増によるものでございます。

6ページに移ります。6ページ最上段、目8電子計算費、節13委託料、電算システム改修委託料111万2,000円の減は、マイナンバー制度に係るシステム改修費の額の確定に伴う減でございます。

同じ節、電算システム保守委託料1万4,000円の増とその下の節14使用料及び賃借料、コンピュータ機材借上料9万1,000円の増、さらにその下の節15工事請負費、インターネット切分け工事費158万7,000円の追加は、情報セキュリティー対策として業務用ネットワークとインターネットの切り分けを行うための経費の追加でございます。

下から2段目、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費30万3,000円の増は、個人番号カードの申し込みまたは交付に際し行う、本人確認に用いる顔認証システム用パソコンの購入費とその保守料を追加するものでございます。

最下段、項4選挙費、目1選挙管理委員会費18万4,000円の増は、選挙権年齢引き下げに伴う選挙管理システム改修費の追加によるものでございます。

7ページに移ります。7ページの上段、目9農業委員会委員選挙費307万9,000円の減は、農業委員会委員の公選制の廃止に伴う選挙執行経費の皆減でございます。

次の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節12役務費、電話料5,000円の追加、節14使用料及び賃借料、公用車リース料2万4,000円の追加、節15工事請負費、電気配線・照明改修等工事費153万円の追加は、いずれも地域包括支援センターの長生荘への移転に伴う経費の追加でございます。

8 ページに移ります。8 ページ最上段、節19負担金、補助及び交付金198万7,000円の増は、対象者及び利用者の増に伴う障害者自立支援医療費負担金及び障害児・者生活サポート事業利用料補助金の増によるものでございます。

9 ページに移ります。9 ページ上段、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料、予防接種委託料140万円の増は、4価ワクチンの導入に伴い、インフルエンザワクチンの単価が上がったことによるものでございます。

次に、目4母子保健費35万6,000円の追加は、平成26年度未熟児養育医療費国庫負担金及び県負担金の精算に伴う返還金の追加によるものでございます。

次の款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費442万8,000円の減は、緊急雇用創出基金事業委託料の額の確定に伴うものでございます。

10ページに移ります。10ページ中段、款6農林水産業費、項2林業費、目3水と緑のふれあい館管理費、節4共済費、社会保険料8万9,000円の追加、その下、節7賃金、臨時職員賃金45万6,000円の追加は、病気休暇取得職員にかわる臨時職員1名の雇用に伴うものでございます。

節15工事請負費900万円の追加は、ふぐあいが生じたボイラー等の更新工事費の追加によるものでございます。

11ページに移ります。11ページ中段、款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節15工事請負費129万6,000円の増は、三沢小学校前の旧第5分団第2部詰所解体撤去工事費の追加によるものでございます。

その下、節19負担金、補助及び交付金36万2,000円の追加は、消防団第4分団、第5分団詰所に係る水道加入金及び日野沢地内消火栓用備品購入費補助金の追加によるものでございます。

次の款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節3職員手当等88万9,000円の減は、教育長の改選に伴うものでございます。

12ページに移ります。12ページ最上段、項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費から節13委託料までの減額は、主に旧金沢小学校の貸し出しに伴う諸経費の減でございます。

次の項5社会教育費、目2公民館費6万円の増は、ひかり電話回線の敷設に伴う電話料の増によるものでございます。この回線を利用し、先ほどご説明申し上げました情報セキュリティ対策としてインターネットの切り分けを行います。

次に、目5文化会館費、節7賃金87万8,000円の増は、病気休暇取得職員にかわる作業員の賃金の増によるものでございます。

13ページに移ります。13ページ上段、項6保健体育費、目1保健体育総務費、節13委託料24万円の減は、旧金沢小学校体育館の警備委託料の減によるものでございます。

次の目2学校給食費、節11需用費、賄い材料費59万7,000円の増は、児童生徒数が当初の見込みを上回ったことなどによるものでございます。

最下段、款12公債費、項1公債費、目1元金156万2,000円の減は、主に平成27年9月からの償還を見込んでいた防災行政無線屋外拡声子局整備事業及び消防団施設整備事業の償還が平成28年3月からとなったことによるものでございます。

14ページに移ります。14ページ上段、目2利子182万7,000円の減は、利率見直しに伴う借り入れ利率の低下によるものでございます。

15ページから18ページまでが給与費明細書、19ページが地方債に関する調書でございます。

以上、簡単ではございますが、平成27年度一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 幾つか質問させてください。

まず、今さっきのところ、13ページと、それから3ページ、教育関係ですが、歳入のほうが学校給食費保護者負担金59万6,000円と、それから後ろのほう、13ページ、学校給食費のほう、これは賄い材料費が59万7,000円、これは同じことなのかなと思うのですが、1,000円ばかり違うのと、それから学校給食、値上がりもしたわけなのですが、その後の評判はどうなのかなということをお聞きしたいと思ひまして、関連でもあるので、聞きたいと思ひます。

それから、私がぼうっとして聞き落としたのかもしれないのですが、4ページの不動産売払収入、これはどこのものなのか、差し支えなければ教えていただきたいと思ひます。

それから、先ほど来ちょっと話題になりました、10ページのふれあい館のボイラー、工事費がやっぱりすごくかかるのですね。900万円ということですが、これでオープンといいますか、改修が終わって、いつごろから現実に使えることを予定しているのか。以上になります。

済みません、もう一つありました。12ページの、これもあれなのですが、幼稚園費の中の園長報酬というのが12万円って結構多いなと思ったので、何か特別なことでもあったのですかということです。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 給食費は私のほうで答えます。

財政的な面もありますので、給食費の保護者負担金、歳入が59万6,000円に対して、歳出が59万7,000円ということですが、歳入欠陥を防ぐために、歳出については切り捨てをしております。歳出については切り上げておりますので、1,000円の差が生じたわけでございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 給食がおいしくなったかどうかということですが、給食運営委員会に出席しまして、食べたらいいかったです。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 園長報酬の12万円ですが、園長の通勤手当を当初見込まなかったもので、その分の増額でございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） ご質問の4ページ、款16財産収入、項2財産売払収入418万4,000円の箇所づけでございますが、全て大字皆野地内でございます、不用国有道路敷が3カ所、不用廃河川敷が1カ所、合計183.25平米の国有道路敷、国有水路敷でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 歳出の10ページになります。中ほどの目、水と緑のふれあい館管理費、15の工事請負費、ボイラー等更新工事900万円、この関係でございますけれども、内容は、ボイラー本体と接続しております関連するバルブ等のふぐあいということで、修理等に対応してまいりましたが、経年劣化

が激しいため本体を交換ということで、それで期間なのですけれども、同規模の能力を持ったボイラー等の更新ということで考えておまして、ボイラーの本体そのものが、その仕様に合った形でボイラーのほうもつくるということなのですが、その本体があれば最短で3日はかかると。それで、最短でいっても、安全面を考えて1週間程度を要するというふうな見込みだというふうなことで業者のほうからは聞いております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） では、今のボイラーのことからですけれども、そんなに早くできるので、びっくりしてしまいましたけれども。いずれにしても、900万円というのは大きな額ですので、それをかけてやり直すということ、期間がかかるのならば、指定管理者との兼ね合いでやめる手もあるなと思ったのですが、残念ながらそうでもないということで。では、直してやってもらうということですから。ともかく、先ほど来内海議員からの質問もあったように、ブラック企業にならないように、ちゃんと賃金を払って、きちんとやって、その結果でもって評価ができるように要望をしておきたいと思います。

それから、給食に関しては、教育長は来たばかりですけれども、教育長が食べていたところよりもおいしいというのだったらいいのかなと思うところもありますが、現実はどうなのかなという部分もありますので、またその辺の事柄については、継続していろいろ調査といいますか、評判を聞いていただきたいなと。食育や何かで、議員のほうもいろいろなところへ行って見ていますし、見た目もいい、味もいいというのがやっぱり一番いいことですので、よろしく願いいたします。

それ以外のことにつきましては、詳細については、閉会后、またお邪魔していろいろお聞きしたいと思っておりますので、とりあえず今回はこれだけで結構です。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 先ほどの林議員の関連なのですが、10ページのふれあい館のボイラー等更新工事について1つお尋ねしたいのですが、ここに「ボイラー等」と書いてあるのですが、今のだとバルブだか何かも交換するということですが、何でしょう。それで、「等」と書いてあるので、私はシャワーもやっていただけののかなと思ったのですが、シャワーも、数人、いっぱい入るとシャワーの出が悪くなって、大変苦情が来ているというようなことを館長のほうから聞きましたので、ぜひ、もし余裕があるならそれも一緒にやっていただけたらと思いますが、どうですか。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） お答えいたします。

シャワーの利用が多い場合に、通常、ボイラーのほうで能力的には70度程度まで上げられる能力を持っているのですが、経年劣化等で、現在温度のメーターを見ると最大で60度ぐらいしか上がらないということで。それで、ボイラー等という「等」なのですが、本体、ボイラーに接続しています周辺の機器との接続で、私も細かいところはわからないのですけれども、3方弁というふうな、冷たくなったお湯が来ると、それをボイラーに入れて、それで温かいお湯をまた送り出してという操作を随時行っているのですが、バルブが入っているのですけれども、その辺の機能がうまくいっていないということもありまして、シャワーのご利用が多いときには30度ぐらいまで低下してしまうということがありますので、その辺も含めた検査も含めての改修という形になるということでございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） では、わかりました。ぜひ、シャワーのほうも調子よくやっていただきたいと思いますが。

それと、ちょっと質問、今もう一つするのを忘れてしまったのですが、12ページの文化財保護の関係なのですが、先ほど午前中の林議員の質問の中でも出ました、前原の不整合が国の天然記念物に指定されるわけですが、周辺の整備等、どういうことを考えているのか、まだ考えていないのか。やはり、先ほどの話だと、大型観光バスというか、バスが来て、私もそれを近所の人から聞いたことがあって、何のためにあんな車が来ているのかということ、教育委員会にも聞いたことがあるのですが、ちょっとわからなかったのです。やっぱり、これから、こういうふうにならざるに国の天然記念物に指定されると、やはり多くの方の関心もあるし、見学者を受け入れるようになれば、やっぱり、あそこの辺は本当に、ご存じのように狭いし、駐車場はどこに置くのかな、それから、ちゃんと、天然記念物としてのあれが傷つけられたら困るし、安全を確保しながらやっぱり考えていく必要があるのではないかなと思って、その辺はまだ考えてはいないのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 前原の不整合につきまして、駐車場の確保ということを考えておりまして、今地権者の方のところへ出向いて相談中です。

それから、前原の不整合につきまして、内容をよりよくわかっていただくために、できれば講演会等を開きたいと考えておりますので、今計画中でございます。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） ぜひ、町のこういう観光としては絶好のチャンスですし、今通ってみると、あら、何、どこにあるのという感じの状態になっているし、余りこういうふうを整備してしまっても意味がないのかななんて思ったり、ぜひ、駐車場の確保とか、それからそういうふうな面で、町民にも勉強していただいて、どういう歴史的な価値があるのかとか、やっぱり勉強していくあれもありますので、ぜひ進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 2点ばかり質問をさせていただきます。

5ページの目7の企画費の節19子育て世帯定住促進奨励補助金500万円の増額ということなのですが、当初予算1,000万円、9月の補正で1,000万円増額して、今回でトータルで2,500万円ということになるかと思えます。今現在の今年度の申請件数を教えていただきたいと。

それと、前年度からこの事業がスタートしまして、たしか前年度も当初予算100万円で、それで最終的には2,500万円の予算だったと思えます。それで、最終的には25件ぐらいで2,200万円ぐらいでしたか、そういうことでありますし、来年度予算を編成する段階で、当初予算、例えば2,000万円にするとか、そういったことをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

消費税の増税を私は肯定するわけではないのですが、平成29年の4月から消費税率10%に引き上げの予定になっています。そうなりますと、平成28年度中には駆け込み的な、やっぱり建設ということも当然予

想されますので、ぜひその辺も含めて、この奨励事業の補助金、来年度予算で十分、当初予算に増額していただくよう検討できるかどうか、その点について質問をさせていただきたいと思います。

それと、11ページの款9の消防費の目3の消防施設費、節15の工事請負費ということで、5分団2部の詰所解体撤去工事費ということで約130万円ですか、今分団の整備ということで、第3分団、第5分団、第4分団と今整備がされてきています。そうなりますと、それまであった部の詰所が不用になってくるかというふうに思います。その関係の解体撤去費だと思うのですが、基本的な、今までの部の詰所、どのように、解体撤去ということで考えているのだとは思いますが、あわせて、あわせてといいますか、地域によっては、今までの部の詰所を、例えば防犯パトロールの集合場所というか、ちょっと活用したいというような声もございます。そういった声が恐らく町のほうにも上がっているかと思しますので、その辺の地域の要望に対する活用の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

まず初めに、5ページ、子育て世帯定住促進奨励補助金500万円の追加でございますが、内海議員さんから今お話をいただいたとおり、当初で1,000万円、補正（第2号）で1,000万円、今回500万円、計2,500万円になるわけでございます。平成26年度から始まりましたこの事業、平成26年度につきましては合計で25件交付をいたしまして、金額が2,270万円でございます。今年度につきましては、きのうまでで24件申請がございまして、既に補助金を支払っているものが16件ございまして、その額が1,570万円、確定はしておりますが、まだ建物等が建築中というものが8件ございまして、それが675万円、合計2,245万円でございます。この制度、若い世帯に非常に人気のある制度でございまして、28年度の事業につきましては、当初予算から相当の額を見込んでおいたほうがよろしいかというふうに考えておりますので、予算査定の中で要望させていただきたいと考えております。

それから、11ページ、消防費の15、工事請負費、旧第5分団第2部詰所解体撤去工事費129万6,000円でございますが、消防団につきましては、消防団機能の強化等を図ることから、消防団詰所の建てかえ、消防車両の更新等を進めております。詰所については、前回の議会でも質問があったかと思っておりますが、現在の詰所をどういうふうにするかということにつきましては今後の課題ということで検討を進めてまいりますが、今回予算計上いたしました旧第5分団第2部の詰所につきましては、地権者から土地の返還を求められております。この契約の中で、返還する場合には更地にして返すという条項になっておりますので、この契約内容に基づきまして撤去するものでございます。それ以外の詰所につきましては、先ほど回答いたしましたように、今後どうするかについては検討してまいります。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 具体的に、5分団の前の第3部の詰所の関係で、利用したいというような地域からの声が上がっているかどうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） そのような声は、地元の区長さん等から聞いております。ただ、その場合でも、やはり今のように、まだはっきりした方針は決まっておられませんのでというお答えは申し上げております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 12ページ下段のほうに行きまして、社会教育費、文化財保護費15万円の減額を経て1,256万7,000円の計上が残るわけですけれども、文化財保護費、随分、吉丸遺跡発掘調査報告書作成業務委託料とあって、これが減額になっているのだからわからないですけれども、1,256万円からの発掘調査費を实际かけておられていて、それが具体的に皆野町の社会にどのぐらいいい成果を得ているのか、あと吉丸遺跡のこのような発掘調査報告書は有意義に誰が読まれているのか、その辺、ちょっと素朴な疑問なのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 小杉議員さんの質問にお答えいたします。

今回の15万円の減については、今お話をしました吉丸遺跡の発掘調査の報告書作成が減額となったものでございます。

それから、吉丸遺跡のほうの調査の報告書について、どなたが読まれているかといいますのが、県内の近隣の町村等、これから県、それから関係のところはこの報告書については送るということになっております。それとあと、学術の研究をしている方、こういう方からも欲しいと来た場合には譲る形になっていきます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） なるほどと思うのですけれども、随分な額だなと思ってしまうところもあるのですけれども、わかりました。

それで、そのような、町民の人は、ではなかなか、希望すれば見られるという形をとられているのですか。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） お答えいたします。

町民の方についても、見たいという方があれば見せていますし、欲しいという方があればまた譲る形もできると思います。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） ちょっと疑問なので、あわせてお聞きしますけれども、建築をしているときに地面を掘り返して、30センチ以内程度で遺跡らしきものが出てきたと。皆野町の場合、その敷地全体を施主が負担してあらわすと、発掘所みたいなことをやるというような方針はとられているのですか。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） それは、個人という形ではよろしいのですか。

〔「個人で」と言う人あり〕

○教育次長（高橋 修） 個人の住宅の場合は、町のほうでその発掘の関係は費用を出す形でやっております。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員、最後。

○1 番（小杉修一議員） 30センチ程度でそれは出てしまっていて、そうすると、まず発掘をちゃんと終わらせないと、工事をそれ以降やってもらっては困るよというような方針で臨まれていますか。それで、それ以外にもう一点行きますけれども、とりあえずそれをお願いします。

○議長（四方田 実議員） 続いてやってください。

○1番（小杉修一議員） 続いて、はい。

それで、教育長の所信表明をきょうお聞きしたので、ちょっとお伺いしたいところがありまして、教育長は在学中に皆野小学校の校歌を歌われたのですか。

○議長（四方田 実議員） 先に教育次長からやってください。

教育次長。

○教育次長（高橋 修） 包蔵地の場合、町のほう、教育委員会に来ていただくと場所が確定できます。それで、家を建てるとか開発のときには来ていただいて、そこが包蔵地になるかどうか確認をしてもらって、そこが入っている場合は試掘等を行って、試掘が出て、そしてもし出た場合は発掘調査になるのですが、試掘で出なかった場合はそこは許可になるという形になります。

〔「では、一般的な、我々が考える一般的なやり方で、余り強制はしないと」  
と言う人あり〕

○教育次長（高橋 修） 強制というよりも、包蔵地が決まっていますので、来ていただければ、そこが包蔵地か、包蔵地でないかわかりますので、包蔵地でなければ必要ないという形になります。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 皆野小学校在学中に、金子伊昔紅先生が多分作詞されたのだと思いますけれども、校歌が制定されまして、歌っていました。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 教育長も、美の山を揺りかごとし、荒川を産湯とした我々と同じ年代だと認識できました。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

2番、宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） 1つ確認なのですが、林議員からも質問したところで、4ページの不動産の売払収入のところでは国有道路敷と国有水路敷というのは理解できたのですが、私も20年ほど前に国有道路敷を買ったときには国のほうに支払ったのですが、これはいつから町のほう、管理を委託されてからなのでしょうか。その辺を確認したいのですが。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） お答えいたします。

ちょっと時期が不明なのですが、以前は県の管理で財産ということだったので、権限が移譲されまして、町の法定外公共物、財産管理ということで現在行っています。時期については、済みません、確かな答えができませんので、また調べてお答えいたします。

○議長（四方田 実議員） 2番、宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） では、収入については町に入るということで今はよろしいわけですね。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） そのとおりでございます。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



### ◎会議時間の延長

○議長（四方田 実議員） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。それにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、時間は延長されます。



### ◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第8、議案第41号 平成27年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第41号 平成27年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、介護給付費等に係る支給見込みによる補正及び国県支出金などの交付決定によるものが主なものでございまして、歳入歳出予算の総額から1,746万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,243万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第41号 平成27年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容のご説明を申し上げます。

3枚目の水色の仕切りの後、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。さらに1枚めくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金587万3,000円の減額、次の項2国庫補助金、目1介護保険事業費補助金60万9,000円の減額は、それぞれ27年度の交付決定額によりまして補正をするものでございます。

次の款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金924万8,000円の減額、目2地域支援事業支援交付金141万2,000円の減額、これも27年度の交付決定額によりまして補正をするものでございます。

次の款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金32万円の減額も、同様に交付決定額によりまして補正をするものでございます。

続きまして、4ページ、歳出でございますが、主なものをご説明申し上げます。中段の款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、年間の見込み額によりそれぞれ補正をするものでございます。目1居宅介護サービス給付費は、補正額はございませんが、充当財源の振替をするものでございます。

次の目3地域密着型介護サービス給付費1,092万1,000円の追加は、本年度8カ月を経過いたしまして、給付実績に基づき追加計上するものでございます。

目9居宅介護サービス計画給付費145万2,000円の追加も、同様に給付実績に基づき追加するものでございます。

下のページになりますが、款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1二次予防事業費の補正は、補正額はございませんが、歳入との関係で財源の内訳が変わりますので、記載をしたものでございます。

次の款4基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金でございますが、さきの9月議会における補正(第1号)におきまして、準備基金への積み立てを3,000万円計上いたしました。今回の補正による歳入歳出の調整として、基金の積み立てを2,800万円減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第41号の説明とさせていただきます。

○議長(四方田 実議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(四方田 実議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(四方田 実議員) 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(四方田 実議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



### ◎請願の審査報告

○議長(四方田 実議員) 追加日程第9、総務教育厚生常任委員会付託の請願審査報告を行います。

委員長から本定例会に提出された請願審査報告は1件で、お手元にご配付のとおりです。



◎平成27年請願第1号の報告、質疑、採決

○議長（四方田 実議員） 平成27年請願第1号 『「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の慎重審議を求める意見書』の提出を求める請願を議題といたします。

請願第1号については、平成27年9月議会定例会において総務教育厚生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされておりますので、総務教育厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

総務教育厚生常任委員長、10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 請願審査報告をいたしたいと思います。

さきの9月議会におきまして、件名『「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の慎重審議を求める意見書』の提出を求める請願について、さきの27年11月20日に委員会を開催し、各委員より意見を聴取し、その結果、慎重審議を求めるというこの内容は、既に国会で可決を已经している内容であるから、現在のこの意見書を出しても無意味であるということで、審査の結果、不採択というふうになりました。

個人的な意見を含めて言いますと、実際に可決が直前であったこともありますから、申し合わせでは付託ということもあったようですけれども、即本会議にかけてそれなりの結果を出したほうが、周辺の議会がそれぞれ扱っておったことを考えますと格好よかったのかなと、ちょっとここまで引っ張ってしまったのは残念だったなということで、これはこれから先の議員の人たちへの課題になるかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

以上で、総務教育厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

本件は、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略して、これより本件を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は不採択です。この請願を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◇

◎請願の審査

○議長（四方田 実議員） 追加日程第10、請願の審査を行います。

本定例会に提出された請願は1件で、お手元にご配付いたしました請願文書表のとおりであります。

---

◇

◎請願第2号の上程、委員会付託

○議長（四方田 実議員） 追加日程第11、請願第2号 平和安全保障関連法の廃止を求める請願を議題といたします。

請願第2号については、議会運営委員会の決定により、総務教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

請願第2号は、総務教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

◇

◎陳情の審査

○議長（四方田 実議員） 追加日程第12、陳情の審査を行います。

本定例会に提出された陳情は2件で、お手元にご配付いたしました陳情文書表のとおりであります。

---

◇

◎陳情第4号の上程、報告

○議長（四方田 実議員） 追加日程第13、陳情第4号 公立図書館における青少年の健全たる育成等を阻害する図書排除を求める陳情についてを議題といたします。

陳情第4号については、議会運営委員会に諮り、意見を聞いた後、議長権限において議長預かりといたしましたので、ご報告をいたします。

---

◇

◎陳情第5号の上程、報告

○議長（四方田 実議員） 追加日程第14、陳情第5号 消費税率引き上げ中止の意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。

陳情第5号については、議会運営委員会に諮り、意見を聞いた後、議長権限において議長預かりといた

しましたので、ご報告いたします。



### ◎議員提出議案の報告及び上程

○議長（四方田 実議員） 追加日程第15、議員提出議案の報告及び上程を行います。

本定例会に議員から提出された議案は、発議第1号の1件で、お手元にご配付のとおりです。



### ◎発議第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第16、発議第1号 皆野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を省略して、提案者に提案理由の説明を求めます。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 発議案第1号 皆野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

皆野町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、標記の件について別紙のとおり発議案を提出する。

平成27年12月17日。提出者、皆野町議会議員、内海勝男。賛成者、皆野町議会議員、林豊。賛成者、同じく新井康夫。賛成者、同じく新井達男。賛成者、同じく常山知子。賛成者、同じく小杉修一。

皆野町議会議長、四方田実様。

2ページ目になりますが、皆野町議会委員会条例の一部を改正する条例（平成11年皆野町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の次に下記の第3項を追加する。

第3項として、広報常任委員会、6人、議会だより発行に属する事項。

附則としまして、この条例は平成28年3月1日から施行する。

提案理由の説明を行いますが、具体的には、現在の議会だより編集委員会を広報常任委員会と名称を変更し、正式な常任委員会の一つとして条例化するものであります。

議会の情報提供は、町民に対し、地方政治や行政への理解を得るとともに町民生活の安定、福祉の向上のために提供するものと考えます。また、議会を公開し、活性化を図ることによって、町民の行政への積極的参加、地域活性化にもつながるものと考えます。

しかし、以前におきましては、議会の様子がわからない、区長がいれば事足りる、議員は必要ないなどと、議会無用論につながりかねない状況が一部にはありました。こうした状況を真摯に受けとめまして、議会だよりの単独発行を行い、議会活動を町民に理解してもらい、開かれた議会としての信頼を高めるために、3年前の3月の定例議会以降、皆野町議会だよりが発行され、現在まで15号が発行されております。

現状は議会だより編集委員会によってその企画、編集、発行が担われておりますが、議会だより編集委員会は正式な常任委員会でないため、委員会活動費もなく、研修会等への参加や先進地視察などもできな

い状況にあります。今回、議会だより編集委員会を広報常任委員会と名称も変更し、正式な常任委員会の一つとして条例化を行い、今後における皆野町議会だよりの継続発行と内容の充実を図る目的で委員会条例の改正を行うものであります。議員各位のご理解をいただく中で、全会一致で可決できますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

まず、発議第1号に対する反対討論を許します。

9番、大澤径子議員。

〔9番 大澤径子議員登壇〕

○9番（大澤径子議員） この発議案への反対討論を行います。

まず申し上げておくことは、議会だよりを発行すること自体に何の反対もないということ、そしてただいまの発議案者の意見の中に、内容の充実を図るためにこの発議案を出したということがございましたが、これは常任委員会になろうともならなくとも、議会だよりの内容の充実を図ることは、それは何ら関係はないことであるということはず申し上げておきます。

そもそも議会だよりの発行については、全員での十分な協議及び意思の確認のないまま、議会運営委員会の決定により始まりました。今回また、任期のある私たちの中で、全議員の十分な協議、議論が済まないまま来期のことを決定してしまうということに対して、私はいかがなものかというふうに感じております。条例を改正し、常任委員会を新たに決定する、この大変重要な案件は、任期の近い私たちではなく、改選後の議会にその決定を委ね、新しい議会の中で十分な協議を進め、決定すべきであると考えております。

以上の理由から、この議案に反対をいたします。

○議長（四方田 実議員） 次に、賛成討論を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。私は、皆野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について賛成する立場から発言します。

私はこの間、議会だより編集委員として議会だよりの発行に携わってきました。議会だよりを通じて、議会の報告、また議員の活動を町民に知らせていく大事な仕事だと考えております。議会の情報提供は、町民に対し、地方政治や行政への理解を得るとともに町民生活の安定、福祉の向上のために提供するものと考えております。開かれた議会としての信頼を高めるために、3年前の3月定例議会以降、皆野町議会だよりを一生懸命発行され、現在15号の発行となっております。先日の福島の議会だよりの研修というか、視察についても、本当に素晴らしい活動を会津美里町ではやっているということを実感しました。常任委員会だからこそやれるのかな、そういうことも感じました。

しかし、皆野町の議会だより編集委員会は正式な常任委員会として条例化されておらず、委員会活動費もなく、研修会等への参加や先進地視察などできない状況にあります。今回、議会だより編集委員会を広報常任委員会と名称も変更し、正式な常任委員会の一つとして条例化を行い、今後における皆野町の議会

だより継続発行と内容の充実を図る目的で、ぜひ条例化をすることに賛成いたします。

○議長（四方田 実議員） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって討論を終結します。

これより発議第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田 実議員） 起立多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



#### ◎総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員長報告、質疑

○議長（四方田 実議員） 追加日程第17、総務教育厚生常任委員会並びに産業建設常任委員会委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会並びに産業建設常任委員会委員の行政視察について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたらお願いいたします。

総務教育厚生常任委員長、10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 総務教育厚生常任委員会のほうでは、この報告どおりでよろしいと思っております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 以上で質疑を終結し、総務教育厚生常任委員会並びに産業建設常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会並びに産業建設常任委員会委員長報告を終わります。



#### ◎議会運営委員会委員長報告、質疑

○議長（四方田 実議員） 追加日程第18、議会運営委員会委員長報告を行います。

議会運営委員会の行政視察について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたらお願いいたします。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 今回の視察研修につきましては、先ほど総務教育厚生常任委員長から報告がございましたように、産業建設常任委員会、そして議会運営委員会の3委員会の合同視察ということで実施しました。

10月22日から23日にかけて、研修先につきましては、山形県の高畠町、ここにつきましては、総務教育厚生常任委員会と産業建設常任委員会の視察の内容でありました。議会運営委員会としましては、福島県の会津美里町で行いました。中身につきましては、ここの研修事項に書かれてありますように、議会活性化の取り組み状況についてであります。

そういったことで、3委員会合同ということでございましたので、参加者につきましては、議会運営委員会と総務教育厚生常任委員会、そして産業建設常任委員会、全員の議員の参加者ということになるかと思えます。

最後のページに、7項としまして、視察結果と所感について述べさせていただきました。1点目につきましては、常任委員会につきましては、会津美里町につきましても、つきましてといたしますか、去年は山形県の川西町議会を視察させていただいたのですが、ここでも総務文教常任委員会なり、また産業建設常任委員会にプラスして、先ほど発議案で可決いただきました、ここでは、会津美里町につきましては広報広聴常任委員会ということで設置しております。そして、議会運営委員会のほかに特別委員会として予算、決算特別委員会を設置しております。

これは視察が終わった後だったと思うのですが、副町長なり川田総務課長のほうから、常任委員会活動費は設けていないのかということで廊下で質問をされた経過があるのですが、ここにつきましてはといたしますか、会津美里町議会におきましては常任委員会活動費は設けていないということであります。ただ、この議会におきましては、本会議、委員会、議会全員協議会に出席した場合については、1日につき1,800円の費用弁償が支給されております。もう昔になります、皆野町議会におきましても費用弁償が支給された時期もあったのですが、現在はこういった費用弁償については支給はされておられません。

議会運営につきましては、委員会中心主義でありまして、昨年度の定例会なり臨時会を含めた会期日数は64日で、本会議の日数は24日と、傍聴者は、定例会を中心に103名の傍聴者があったということが議会概要に載っております。

広報広聴常任委員会が組織されておりまして、議会だよりの発行のみならず、広聴としての地区別の意見交換会等を通じまして、町民の意見を吸い上げて行政に反映させていると、まさに議会と町民が一体となった議会運営を目指した、活発的な先進的な議会でありました。

特に印象に残っているのですが、議会基本条例の制定につきましては、問題は、制定することよりもいかに運用するかが大切だ、こういった会津美里町の議会運営委員長の言葉が大変印象的でありました。そうということが視察結果と所感であります。

これは今後の、来年度の予算要望に関連しますが、先ほど常任委員会の条例が可決されまして、広報常任委員会が正式な常任委員会として条例化されたわけですので、来年度の当初予算につきましては、ぜひ執行部のほうとしまして、これらも含めた予算措置をお願い申し上げまして、委員会報告とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 以上で質疑を終結し、議会運営委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。



#### ◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第19、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第20、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。

---

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 先ほど議決をいただきました議案第40号 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第3号）のうち、2番、宮前司議員さんからご質問がありました譲与物件の時期の関係でございますが、皆野町には10の大字がございますが、大字下田野地区につきまして14年4月1日、大字皆野、大字三沢につ

きまして15年4月1日、それ以外の7つの大字につきましては16年の4月1日から皆野町のほうに譲与を受けております。

以上でございます。



#### ◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（四方田 実議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際して不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



#### ◎閉会について

○議長（四方田 実議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



#### ◎閉会の宣告

○議長（四方田 実議員） これで本日の会議を閉じます。

平成27年第4回皆野町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 5時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 月 日

議 長 四 方 田 実

署 名 議 員 大 野 喜 明

署 名 議 員 大 澤 径 子